

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年10月6日提出
【計算期間】	三菱ＵＦＪ　ＵＳボンドファンド（毎月分配型）第41特定期間 三菱ＵＦＪ　オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）第40特定期間 （自 2023年1月11日至 2023年7月10日）
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ　ＵＳボンドファンド（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ　オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川　直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【電話番号】	03-4223-3037
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

商品分類表				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

属性区分表

三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年１回 年２回 年４回 年６回	グローバル 日本 北米	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
債券	年１２回 (隔月)	欧州 アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
一般 公債	年１２回 (毎月)	オセアニア 中南米			その他 ()	ロング・ ショート型 / 絶対収益 追求型
社債 その他債券 クレジット 属性 (高格付債)	日々 その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング				その他 ()
不動産投信 その他資産 () 資産複合 ()						

三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年１回 年２回	グローバル 日本	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型

大型株 中小型株 債券	年４回 年６回 (隔月)	北米 欧州 アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 (高格付債)	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング			その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
不動産投信 その他資産 () 資産複合 ()	日々 その他 ()					その他 ()

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。

補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

米国の国債等を主要投資対象とし、米国の国債の指標であるFTSE米国債インデックス(円換算ベース)をベンチマークとして分散投資を行うことにより、安定した収益の獲得をめざします。

『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』

オーストラリアの国債等を主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、安定した収益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1 米国またはオーストラリアの高格付けの国債等に分散投資します。

- 主として投資対象国の国債、政府保証債、政府機関債および州政府債等に分散投資します。
- 各ファンドの投資対象は以下の通りです。

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

：米国の公社債

『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』：オーストラリアの公社債および豪ドル建ての公社債

- 投資する公社債は、原則として、S&Pグローバル・レーティング(S&P)「A-」格以上またはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)「A3」格以上の長期信用格付けを有するものとします。

長期信用格付けとは

<信用格付けとファンドの投資対象>			
債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。 これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。 S&PのAAからCCCまでの格付けには「+、-」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1、2、3」という付加記号を省略して表示しています。	高い ↑ 信用力 ↓ 低い	S&P	Moody's
		AAA AA A BBB BB B CCC CC C D	Aaa Aa A Baa Ba B Caa Ca C -
			投資適格格付け
			投機的格付け

特色2

ポートフォリオの加重平均デュレーションを2年以上8年以内とした運用を行います。

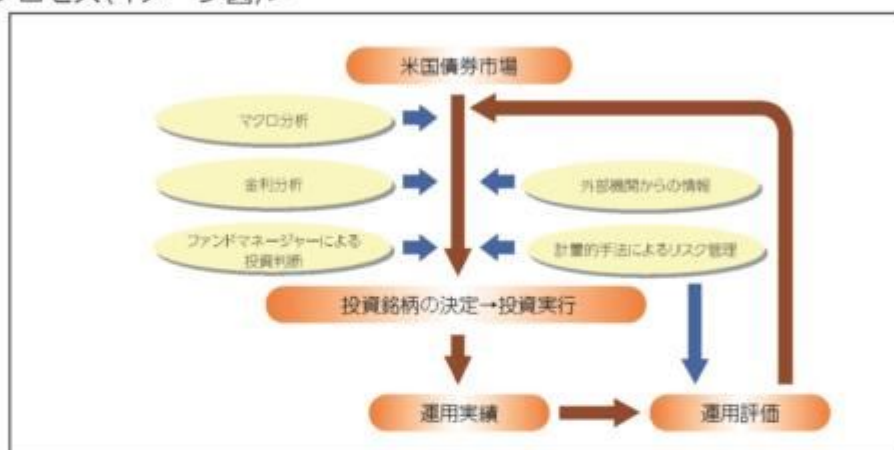
- 各ファンドのベンチマークは、以下の通りとします。

「三菱UFJ」USボンドファンド(毎月分配型)」

FTSE米国債インデックス(円換算ベース)

FTSE米国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、米国債の総合収益率を指数化した債券インデックスです。FTSE米国債インデックス(円換算ベース)は、FTSE米国債インデックス・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

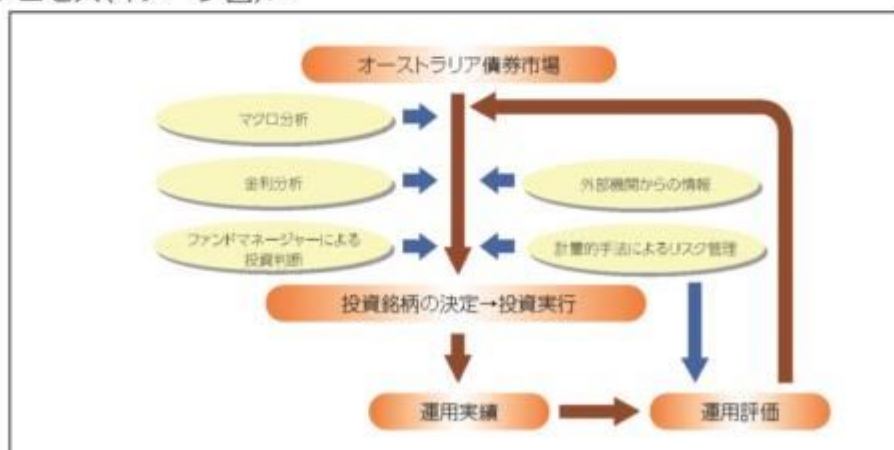
<運用プロセス(イメージ図)>



「三菱UFJ」オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)」

ベンチマークは設けません。

<運用プロセス(イメージ図)>



- デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。
- ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。
- ! 上記の各運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

特色3

原則として為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

「三菱UFJ USボンドファンド
(毎月分配型)」「三菱UFJ オーストラリアボンドファンド
(毎月分配型)」

特色4

各ファンドは無手数料でスイッチング(乗換)が可能です。

- スwitchングの際に換金するファンドの基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.1%)および解約金の利益に対する税金が差し引かれます。

特色5

毎月9日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。

- 原則として、海外の公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、安定した分配を継続することをめざします。

「三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)」

米国の公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、分配金をお支払いします。

「三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)」

豪ドル建ての公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、分配金をお支払いします。

- 毎月分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



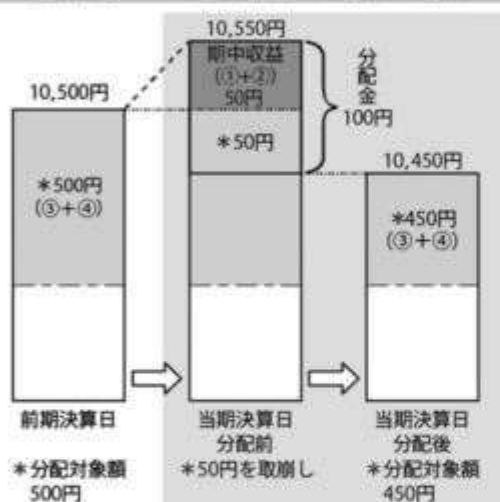
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

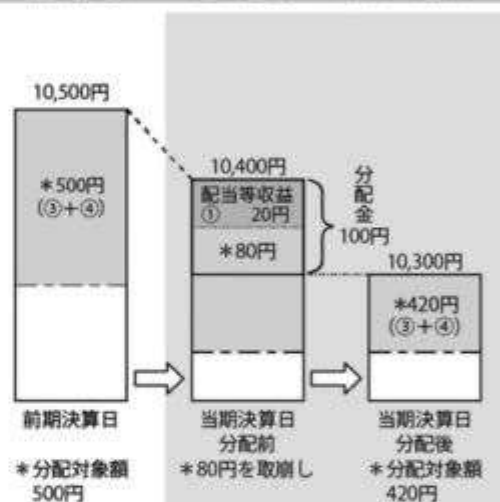
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



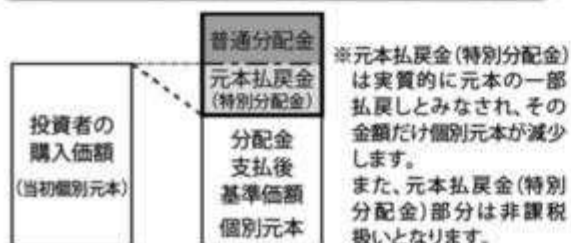
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

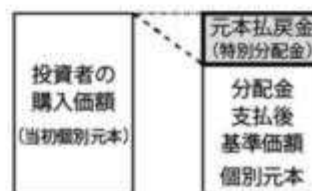
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(２)【ファンドの沿革】

<三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）>

2003年1月14日 設定日、信託契約締結、運用開始

2005年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継
名称を「ＵＦＪパートナーズ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）」から「三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）」に変更

<三菱ＵＦＪ ユーロボンドファンド（毎月分配型）>

2003年1月14日 設定日、信託契約締結、運用開始

2005年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継
名称を「ＵＦＪパートナーズ ユーロボンドファンド（毎月分配型）」から「三菱ＵＦＪ ユーロボンドファンド（毎月分配型）」に変更

2016年12月16日 信託の終了

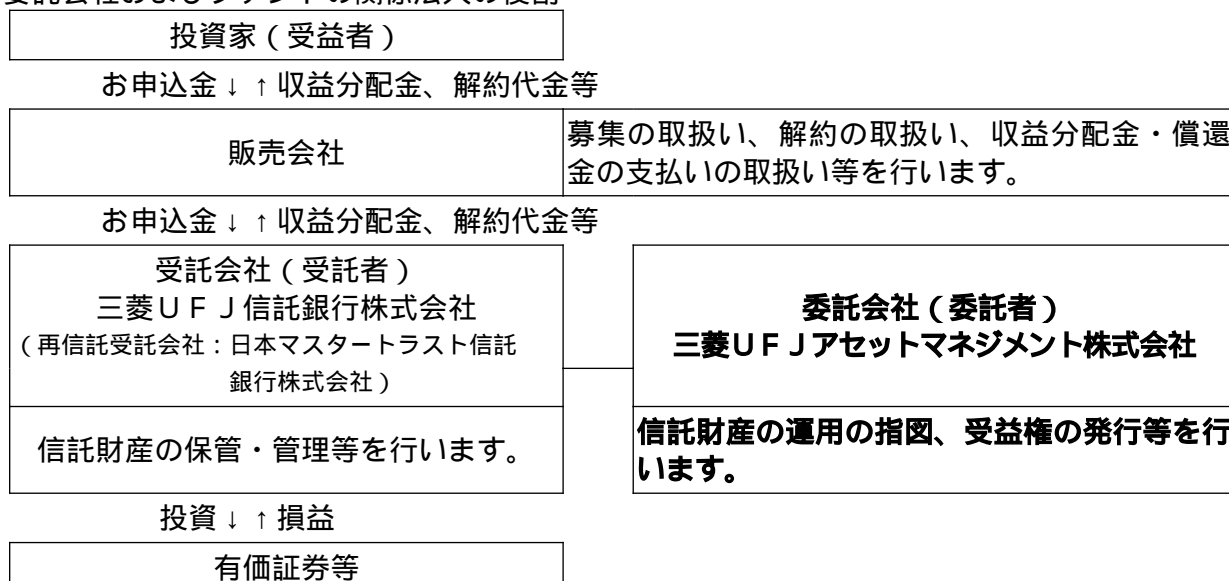
<三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）>

2003年10月31日 設定日、信託契約締結、運用開始

2005年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継
名称を「ＵＦＪパートナーズ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」から「三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」に変更

(３)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2023年10月1日現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）」

米国の公社債を主要投資対象とします。

主としてＡ格相当以上の格付を有する米国の国債、政府保証債および政府機関債に分散投資を行います。

運用にあたりましては、ＦＴＳＥ米国債インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、ポートフォリオの加重平均デュレーションを２年以上８年以内とした運用を行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

主として高格付の豪ドル建ての公社債に投資します。

投資にあたりましては、豪ドル建てのオーストラリアの国債、政府機関債、Ａ格相当以上の格付を有する州政府債および政府保証債等、ならびにオーストラリア以外のＡ格相当以上の格付を有する豪ドル建ての政府機関債および国際機関債等に分散投資を行います。

運用にあたりましては、ポートフォリオの加重平均デュレーションを２年以上８年以内とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
- １１．コマーシャル・ペーパー
- １２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
- １４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １５．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるものの以外のもの
- １６．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- １７．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １８．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

- 19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- 23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

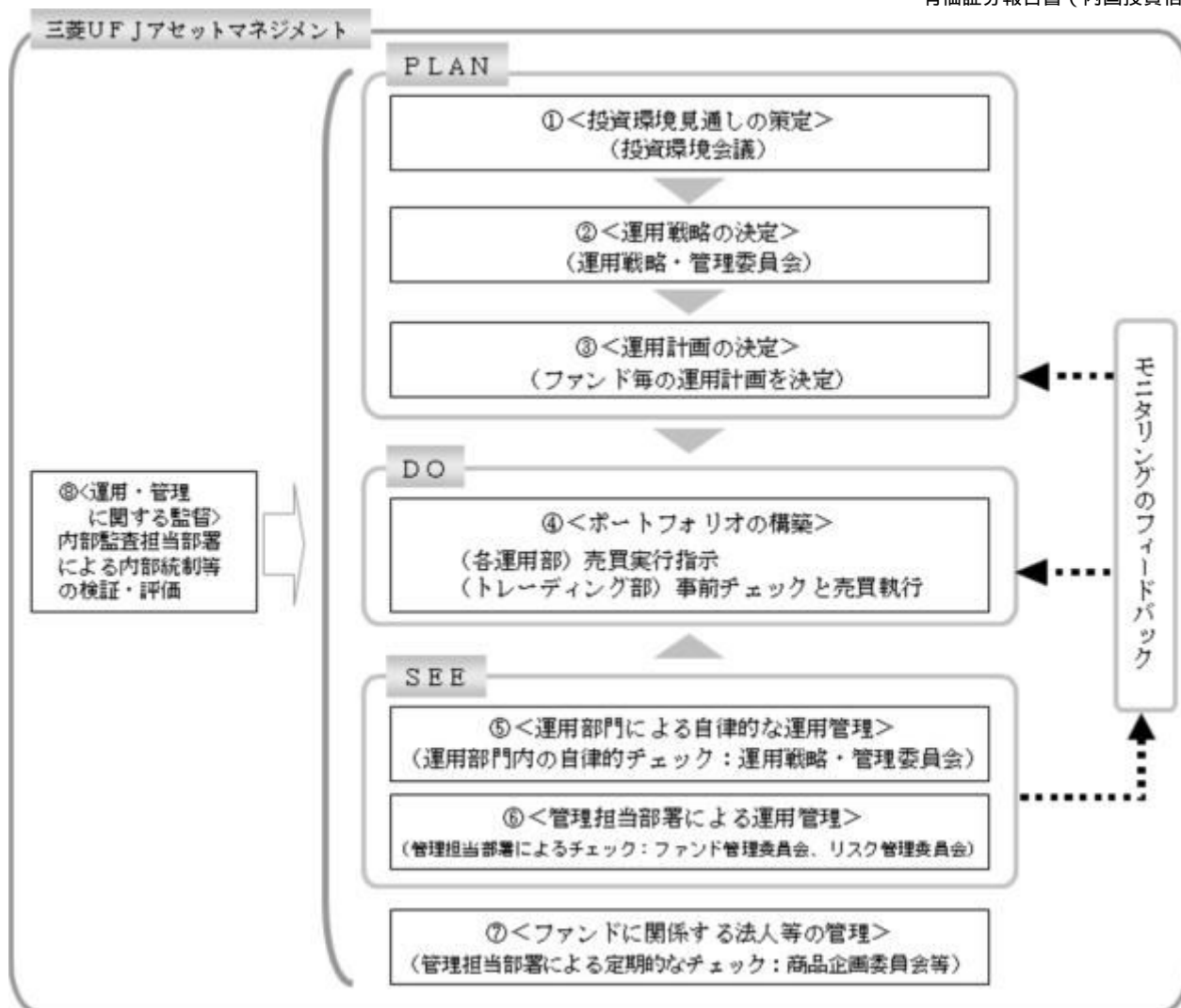
- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等

a．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

スワップ取引

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えない

ものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
- d．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

信用取引

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b．a．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとしします。
 - 1．信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 - 2．株式分割により取得する株券
 - 3．有償増資により取得する株券
 - 4．売出しにより取得する株券
 - 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - 6．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b．a．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c．b．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。
- b．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度としします。
- c．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度としします。

投資する株式等の範囲

- a．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b．a．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会

社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b．a．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

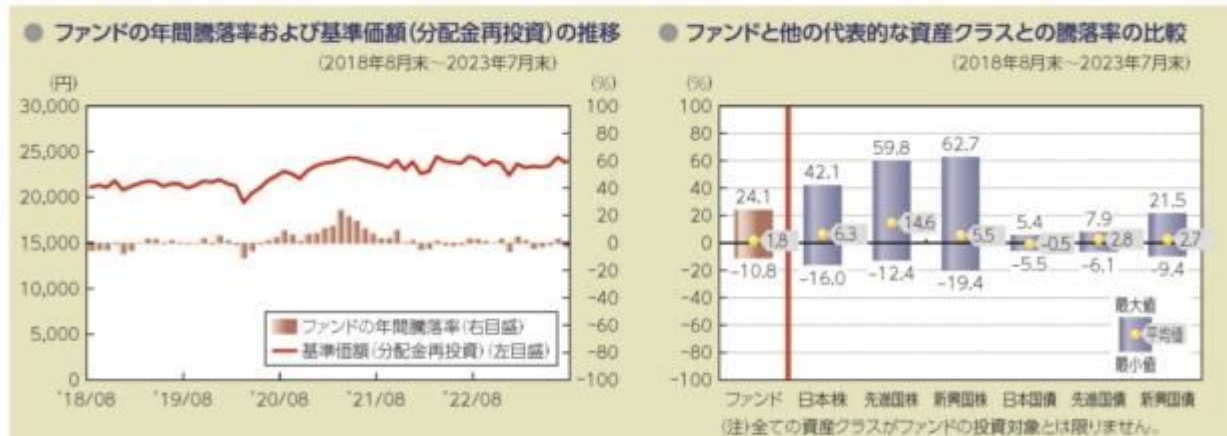
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）」または「三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.1%）が差し引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.155%（税抜1.05%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.4%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は2023年12月末までの制度となります。

2024年1月1日以降、NISAの拡充・恒久化が図られ、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2023年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

2023年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	194,103,181	98.05
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	3,859,678	1.95
純資産総額		197,962,859	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2023年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (％)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (％)
アメリカ	国債証券	2.625 T-NOTE 250415	320,000	13,515.77	43,250,475	13,538.90	43,324,485	2.625000	2025/4/15	21.89
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 280229	300,000	13,867.92	41,603,772	13,963.18	41,889,564	4.000000	2028/2/29	21.16
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 320515	270,000	12,826.06	34,630,382	12,942.80	34,945,582	2.875000	2032/5/15	17.65
アメリカ	国債証券	3.625 T-BOND 530515	160,000	13,079.37	20,926,996	13,141.04	21,025,675	3.625000	2053/5/15	10.62
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 241130	140,000	13,948.04	19,527,263	13,956.58	19,539,212	4.500000	2024/11/30	9.87
アメリカ	国債証券	2.75 T-BOND 421115	160,000	11,256.39	18,010,239	11,339.82	18,143,719	2.750000	2042/11/15	9.17
アメリカ	国債証券	3.625 T-NOTE 300331	100,000	13,583.78	13,583,780	13,702.17	13,702,172	3.625000	2030/3/31	6.92
アメリカ	国債証券	5.375 T-BOND 310215	10,000	15,200.52	1,520,052	15,327.72	1,532,772	5.375000	2031/2/15	0.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	98.05
合計	98.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第126計算期間末日（2013年 8月 9日）	618,235,937	619,323,447	8,527	8,542
第127計算期間末日（2013年 9月 9日）	612,719,207	613,783,585	8,635	8,650
第128計算期間末日（2013年10月 9日）	599,778,033	600,834,525	8,516	8,531
第129計算期間末日（2013年11月11日）	601,432,087	602,475,367	8,647	8,662
第130計算期間末日（2013年12月 9日）	600,802,754	601,808,632	8,959	8,974
第131計算期間末日（2014年 1月 9日）	585,284,437	586,253,345	9,061	9,076
第132計算期間末日（2014年 2月10日）	583,751,863	584,729,023	8,961	8,976
第133計算期間末日（2014年 3月10日）	567,074,999	568,023,026	8,972	8,987
第134計算期間末日（2014年 4月 9日）	542,218,967	543,134,561	8,883	8,898
第135計算期間末日（2014年 5月 9日）	543,740,989	544,658,416	8,890	8,905
第136計算期間末日（2014年 6月 9日）	547,896,473	548,814,703	8,950	8,965
第137計算期間末日（2014年 7月 9日）	532,378,127	533,279,624	8,858	8,873
第138計算期間末日（2014年 8月11日）	525,074,306	525,953,194	8,961	8,976
第139計算期間末日（2014年 9月 9日）	545,680,231	546,563,085	9,271	9,286
第140計算期間末日（2014年10月 9日）	561,528,513	562,409,375	9,562	9,577
第141計算期間末日（2014年11月10日）	576,604,240	577,460,586	10,100	10,115
第142計算期間末日（2014年12月 9日）	581,650,743	582,465,360	10,710	10,725
第143計算期間末日（2015年 1月 9日）	580,745,930	581,555,073	10,766	10,781
第144計算期間末日（2015年 2月 9日）	568,041,709	568,838,684	10,691	10,706
第145計算期間末日（2015年 3月 9日）	552,905,194	553,683,456	10,657	10,672
第146計算期間末日（2015年 4月 9日）	561,980,565	562,758,380	10,838	10,853
第147計算期間末日（2015年 5月11日）	549,593,415	550,370,454	10,609	10,624
第148計算期間末日（2015年 6月 9日）	548,139,941	548,895,750	10,879	10,894
第149計算期間末日（2015年 7月 9日）	528,672,769	529,418,264	10,637	10,652
第150計算期間末日（2015年 8月10日）	540,059,089	540,797,871	10,965	10,980
第151計算期間末日（2015年 9月 9日）	506,724,738	507,444,804	10,556	10,571
第152計算期間末日（2015年10月 9日）	494,852,782	495,553,912	10,587	10,602
第153計算期間末日（2015年11月 9日）	495,394,771	496,088,825	10,707	10,722
第154計算期間末日（2015年12月 9日）	484,838,277	485,516,000	10,731	10,746
第155計算期間末日（2016年 1月12日）	455,758,924	456,420,905	10,327	10,342
第156計算期間末日（2016年 2月 9日）	451,012,450	451,666,368	10,346	10,361

第157計算期間末日	(2016年 3月 9日)	433,582,577	434,232,519	10,007	10,022
第158計算期間末日	(2016年 4月11日)	427,003,843	427,665,590	9,679	9,694
第159計算期間末日	(2016年 5月 9日)	421,261,077	421,920,851	9,577	9,592
第160計算期間末日	(2016年 6月 9日)	417,196,110	417,851,766	9,545	9,560
第161計算期間末日	(2016年 7月11日)	399,146,613	399,796,699	9,210	9,225
第162計算期間末日	(2016年 8月 9日)	401,462,563	402,115,810	9,218	9,233
第163計算期間末日	(2016年 9月 9日)	397,176,994	397,827,432	9,159	9,174
第164計算期間末日	(2016年10月11日)	398,912,942	399,561,493	9,226	9,241
第165計算期間末日	(2016年11月 9日)	387,432,159	388,078,250	8,995	9,010
第166計算期間末日	(2016年12月 9日)	411,294,156	411,928,185	9,730	9,745
第167計算期間末日	(2017年 1月10日)	408,057,010	408,675,143	9,902	9,917
第168計算期間末日	(2017年 2月 9日)	393,495,050	393,905,831	9,579	9,589
第169計算期間末日	(2017年 3月 9日)	391,278,778	391,683,191	9,675	9,685
第170計算期間末日	(2017年 4月10日)	380,922,011	381,322,991	9,500	9,510
第171計算期間末日	(2017年 5月 9日)	383,858,262	384,256,046	9,650	9,660
第172計算期間末日	(2017年 6月 9日)	366,164,518	366,551,226	9,469	9,479
第173計算期間末日	(2017年 7月10日)	369,664,434	370,044,375	9,730	9,740
第174計算期間末日	(2017年 8月 9日)	339,414,495	339,774,308	9,433	9,443
第175計算期間末日	(2017年 9月11日)	330,991,183	331,343,042	9,407	9,417
第176計算期間末日	(2017年10月10日)	330,283,987	330,627,205	9,623	9,633
第177計算期間末日	(2017年11月 9日)	321,769,750	322,099,320	9,763	9,773
第178計算期間末日	(2017年12月11日)	289,904,594	290,203,662	9,694	9,704
第179計算期間末日	(2018年 1月 9日)	285,994,452	286,292,182	9,606	9,616
第180計算期間末日	(2018年 2月 9日)	267,689,105	267,984,453	9,064	9,074
第181計算期間末日	(2018年 3月 9日)	260,031,253	260,324,226	8,876	8,886
第182計算期間末日	(2018年 4月 9日)	261,971,574	262,264,569	8,941	8,951
第183計算期間末日	(2018年 5月 9日)	264,772,714	265,064,590	9,071	9,081
第184計算期間末日	(2018年 6月11日)	253,365,551	253,644,325	9,089	9,099
第185計算期間末日	(2018年 7月 9日)	257,347,041	257,625,855	9,230	9,240
第186計算期間末日	(2018年 8月 9日)	254,347,320	254,624,273	9,184	9,194
第187計算期間末日	(2018年 9月10日)	247,000,196	247,268,808	9,195	9,205
第188計算期間末日	(2018年10月 9日)	245,128,524	245,394,506	9,216	9,226
第189計算期間末日	(2018年11月 9日)	245,582,897	245,847,250	9,290	9,300
第190計算期間末日	(2018年12月10日)	244,947,663	245,209,825	9,343	9,353
第191計算期間末日	(2019年 1月 9日)	234,414,305	234,671,740	9,106	9,116
第192計算期間末日	(2019年 2月12日)	235,116,012	235,369,148	9,288	9,298
第193計算期間末日	(2019年 3月11日)	232,955,512	233,205,228	9,329	9,339
第194計算期間末日	(2019年 4月 9日)	235,460,060	235,709,823	9,427	9,437
第195計算期間末日	(2019年 5月 9日)	231,527,384	231,775,536	9,330	9,340
第196計算期間末日	(2019年 6月10日)	229,664,274	229,908,157	9,417	9,427
第197計算期間末日	(2019年 7月 9日)	230,564,840	230,808,407	9,466	9,476
第198計算期間末日	(2019年 8月 9日)	228,719,527	228,962,981	9,395	9,405

第199計算期間末日	(2019年 9月 9日)	231,718,798	231,960,864	9,573	9,583
第200計算期間末日	(2019年10月 9日)	233,764,714	234,008,434	9,592	9,602
第201計算期間末日	(2019年11月11日)	232,245,322	232,489,003	9,531	9,541
第202計算期間末日	(2019年12月 9日)	229,776,555	230,017,403	9,540	9,550
第203計算期間末日	(2020年 1月 9日)	230,519,092	230,759,942	9,571	9,581
第204計算期間末日	(2020年 2月10日)	234,998,961	235,239,265	9,779	9,789
第205計算期間末日	(2020年 3月 9日)	231,728,234	231,969,546	9,603	9,613
第206計算期間末日	(2020年 4月 9日)	240,212,737	240,447,558	10,230	10,240
第207計算期間末日	(2020年 5月11日)	234,438,900	234,672,348	10,042	10,052
第208計算期間末日	(2020年 6月 9日)	234,882,060	235,116,957	9,999	10,009
第209計算期間末日	(2020年 7月 9日)	236,971,792	237,207,185	10,067	10,077
第210計算期間末日	(2020年 8月11日)	242,175,968	242,417,572	10,024	10,034
第211計算期間末日	(2020年 9月 9日)	237,923,280	238,163,229	9,916	9,926
第212計算期間末日	(2020年10月 9日)	235,430,672	235,670,001	9,837	9,847
第213計算期間末日	(2020年11月 9日)	229,489,401	229,729,382	9,563	9,573
第214計算期間末日	(2020年12月 9日)	226,958,059	227,194,628	9,594	9,604
第215計算期間末日	(2021年 1月12日)	213,749,144	213,974,587	9,481	9,491
第216計算期間末日	(2021年 2月 9日)	213,647,951	213,872,092	9,532	9,542
第217計算期間末日	(2021年 3月 9日)	214,390,068	214,612,461	9,640	9,650
第218計算期間末日	(2021年 4月 9日)	214,160,523	214,382,623	9,642	9,652
第219計算期間末日	(2021年 5月10日)	207,938,955	208,155,159	9,618	9,628
第220計算期間末日	(2021年 6月 9日)	211,552,841	211,771,227	9,687	9,697
第221計算期間末日	(2021年 7月 9日)	208,763,876	208,976,386	9,824	9,834
第222計算期間末日	(2021年 8月10日)	208,876,360	209,088,890	9,828	9,838
第223計算期間末日	(2021年 9月 9日)	209,182,752	209,395,971	9,811	9,821
第224計算期間末日	(2021年10月11日)	209,429,343	209,641,954	9,850	9,860
第225計算期間末日	(2021年11月 9日)	211,665,837	211,877,508	10,000	10,010
第226計算期間末日	(2021年12月 9日)	210,620,948	210,831,722	9,993	10,003
第227計算期間末日	(2022年 1月11日)	208,767,205	208,976,756	9,963	9,973
第228計算期間末日	(2022年 2月 9日)	207,384,891	207,595,791	9,833	9,843
第229計算期間末日	(2022年 3月 9日)	207,269,543	207,480,463	9,827	9,837
第230計算期間末日	(2022年 4月11日)	211,663,028	211,872,434	10,108	10,118
第231計算期間末日	(2022年 5月 9日)	205,061,554	205,259,896	10,339	10,349
第232計算期間末日	(2022年 6月 9日)	206,833,029	207,027,194	10,652	10,662
第233計算期間末日	(2022年 7月11日)	208,634,033	208,828,394	10,734	10,744
第234計算期間末日	(2022年 8月 9日)	209,635,175	209,829,851	10,768	10,778
第235計算期間末日	(2022年 9月 9日)	216,068,939	216,262,905	11,139	11,149
第236計算期間末日	(2022年10月11日)	208,710,420	208,901,733	10,909	10,919
第237計算期間末日	(2022年11月 9日)	203,297,748	203,486,599	10,765	10,775
第238計算期間末日	(2022年12月 9日)	199,804,538	199,993,642	10,566	10,576
第239計算期間末日	(2023年 1月10日)	191,669,287	191,858,249	10,143	10,153
第240計算期間末日	(2023年 2月 9日)	191,093,210	191,282,372	10,102	10,112

第241計算期間末日	(2023年 3月 9日)	195,141,494	195,330,656	10,316	10,326
第242計算期間末日	(2023年 4月10日)	195,992,972	196,183,098	10,309	10,319
第243計算期間末日	(2023年 5月 9日)	196,626,733	196,814,819	10,454	10,464
第244計算期間末日	(2023年 6月 9日)	197,712,310	197,898,812	10,601	10,611
第245計算期間末日	(2023年 7月10日)	198,811,023	198,997,525	10,660	10,670
2022年 7月末日		210,188,291	—	10,797	—
8月末日		211,540,326	—	10,879	—
9月末日		209,965,540	—	10,982	—
10月末日		207,630,565	—	11,047	—
11月末日		198,547,535	—	10,515	—
12月末日		189,943,008	—	10,052	—
2023年 1月末日		190,209,874	—	10,055	—
2月末日		194,607,326	—	10,288	—
3月末日		195,590,104	—	10,287	—
4月末日		194,896,797	—	10,355	—
5月末日		201,001,114	—	10,664	—
6月末日		204,438,488	—	10,962	—
7月末日		197,962,859	—	10,614	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第126計算期間	15円
第127計算期間	15円
第128計算期間	15円
第129計算期間	15円
第130計算期間	15円
第131計算期間	15円
第132計算期間	15円
第133計算期間	15円
第134計算期間	15円
第135計算期間	15円
第136計算期間	15円
第137計算期間	15円
第138計算期間	15円
第139計算期間	15円
第140計算期間	15円
第141計算期間	15円
第142計算期間	15円
第143計算期間	15円
第144計算期間	15円

第145計算期間	15円
第146計算期間	15円
第147計算期間	15円
第148計算期間	15円
第149計算期間	15円
第150計算期間	15円
第151計算期間	15円
第152計算期間	15円
第153計算期間	15円
第154計算期間	15円
第155計算期間	15円
第156計算期間	15円
第157計算期間	15円
第158計算期間	15円
第159計算期間	15円
第160計算期間	15円
第161計算期間	15円
第162計算期間	15円
第163計算期間	15円
第164計算期間	15円
第165計算期間	15円
第166計算期間	15円
第167計算期間	15円
第168計算期間	10円
第169計算期間	10円
第170計算期間	10円
第171計算期間	10円
第172計算期間	10円
第173計算期間	10円
第174計算期間	10円
第175計算期間	10円
第176計算期間	10円
第177計算期間	10円
第178計算期間	10円
第179計算期間	10円
第180計算期間	10円
第181計算期間	10円
第182計算期間	10円
第183計算期間	10円
第184計算期間	10円
第185計算期間	10円
第186計算期間	10円

第187計算期間	10円
第188計算期間	10円
第189計算期間	10円
第190計算期間	10円
第191計算期間	10円
第192計算期間	10円
第193計算期間	10円
第194計算期間	10円
第195計算期間	10円
第196計算期間	10円
第197計算期間	10円
第198計算期間	10円
第199計算期間	10円
第200計算期間	10円
第201計算期間	10円
第202計算期間	10円
第203計算期間	10円
第204計算期間	10円
第205計算期間	10円
第206計算期間	10円
第207計算期間	10円
第208計算期間	10円
第209計算期間	10円
第210計算期間	10円
第211計算期間	10円
第212計算期間	10円
第213計算期間	10円
第214計算期間	10円
第215計算期間	10円
第216計算期間	10円
第217計算期間	10円
第218計算期間	10円
第219計算期間	10円
第220計算期間	10円
第221計算期間	10円
第222計算期間	10円
第223計算期間	10円
第224計算期間	10円
第225計算期間	10円
第226計算期間	10円
第227計算期間	10円
第228計算期間	10円

第229計算期間	10円
第230計算期間	10円
第231計算期間	10円
第232計算期間	10円
第233計算期間	10円
第234計算期間	10円
第235計算期間	10円
第236計算期間	10円
第237計算期間	10円
第238計算期間	10円
第239計算期間	10円
第240計算期間	10円
第241計算期間	10円
第242計算期間	10円
第243計算期間	10円
第244計算期間	10円
第245計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第126計算期間	3.73
第127計算期間	1.44
第128計算期間	1.20
第129計算期間	1.71
第130計算期間	3.78
第131計算期間	1.30
第132計算期間	0.93
第133計算期間	0.29
第134計算期間	0.82
第135計算期間	0.24
第136計算期間	0.84
第137計算期間	0.86
第138計算期間	1.33
第139計算期間	3.62
第140計算期間	3.30
第141計算期間	5.78
第142計算期間	6.18
第143計算期間	0.66
第144計算期間	0.55
第145計算期間	0.17

第146計算期間	1.83
第147計算期間	1.97
第148計算期間	2.68
第149計算期間	2.08
第150計算期間	3.22
第151計算期間	3.59
第152計算期間	0.43
第153計算期間	1.27
第154計算期間	0.36
第155計算期間	3.62
第156計算期間	0.32
第157計算期間	3.13
第158計算期間	3.12
第159計算期間	0.89
第160計算期間	0.17
第161計算期間	3.35
第162計算期間	0.24
第163計算期間	0.47
第164計算期間	0.89
第165計算期間	2.34
第166計算期間	8.33
第167計算期間	1.92
第168計算期間	3.16
第169計算期間	1.10
第170計算期間	1.70
第171計算期間	1.68
第172計算期間	1.77
第173計算期間	2.86
第174計算期間	2.94
第175計算期間	0.16
第176計算期間	2.40
第177計算期間	1.55
第178計算期間	0.60
第179計算期間	0.80
第180計算期間	5.53
第181計算期間	1.96
第182計算期間	0.84
第183計算期間	1.56
第184計算期間	0.30
第185計算期間	1.66
第186計算期間	0.39
第187計算期間	0.22

第188計算期間	0.33
第189計算期間	0.91
第190計算期間	0.67
第191計算期間	2.42
第192計算期間	2.10
第193計算期間	0.54
第194計算期間	1.15
第195計算期間	0.92
第196計算期間	1.03
第197計算期間	0.62
第198計算期間	0.64
第199計算期間	2.00
第200計算期間	0.30
第201計算期間	0.53
第202計算期間	0.19
第203計算期間	0.42
第204計算期間	2.27
第205計算期間	1.69
第206計算期間	6.63
第207計算期間	1.73
第208計算期間	0.32
第209計算期間	0.78
第210計算期間	0.32
第211計算期間	0.97
第212計算期間	0.69
第213計算期間	2.68
第214計算期間	0.42
第215計算期間	1.07
第216計算期間	0.64
第217計算期間	1.23
第218計算期間	0.12
第219計算期間	0.14
第220計算期間	0.82
第221計算期間	1.51
第222計算期間	0.14
第223計算期間	0.07
第224計算期間	0.49
第225計算期間	1.62
第226計算期間	0.03
第227計算期間	0.20
第228計算期間	1.20
第229計算期間	0.04

第230計算期間	2.96
第231計算期間	2.38
第232計算期間	3.12
第233計算期間	0.86
第234計算期間	0.40
第235計算期間	3.53
第236計算期間	1.97
第237計算期間	1.22
第238計算期間	1.75
第239計算期間	3.90
第240計算期間	0.30
第241計算期間	2.21
第242計算期間	0.02
第243計算期間	1.50
第244計算期間	1.50
第245計算期間	0.65

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第126計算期間	9,187,623	8,383,014	725,006,881
第127計算期間	3,831,838	19,253,303	709,585,416
第128計算期間	740,725	5,997,757	704,328,384
第129計算期間	—	8,808,058	695,520,326
第130計算期間	2,411,628	27,346,518	670,585,436
第131計算期間	2,171,948	26,818,112	645,939,272
第132計算期間	6,620,318	1,119,530	651,440,060
第133計算期間	1,256,888	20,678,558	632,018,390
第134計算期間	329,778	21,951,933	610,396,235
第135計算期間	3,912,810	2,690,569	611,618,476
第136計算期間	1,877,205	1,342,125	612,153,556
第137計算期間	1,364,989	12,520,295	600,998,250
第138計算期間	1,100,176	16,172,837	585,925,589
第139計算期間	5,302,630	2,658,276	588,569,943
第140計算期間	5,894,815	7,222,923	587,241,835
第141計算期間	8,791,099	25,135,184	570,897,750
第142計算期間	3,005,282	30,824,710	543,078,322
第143計算期間	14,679,468	18,328,911	539,428,879
第144計算期間	5,387,385	13,499,519	531,316,745
第145計算期間	2,082,854	14,557,771	518,841,828

第146計算期間	2,008,173	2,306,264	518,543,737
第147計算期間	2,336,357	2,853,657	518,026,437
第148計算期間	10,324,231	24,477,438	503,873,230
第149計算期間	1,811,569	8,687,822	496,996,977
第150計算期間	747,814	5,223,240	492,521,551
第151計算期間	3,504,792	15,982,100	480,044,243
第152計算期間	949,879	13,574,013	467,420,109
第153計算期間	232,454	4,949,465	462,703,098
第154計算期間	—	10,887,273	451,815,825
第155計算期間	5,284,014	15,779,026	441,320,813
第156計算期間	1,137,292	6,512,567	435,945,538
第157計算期間	501,784	3,152,311	433,295,011
第158計算期間	9,864,295	1,994,082	441,165,224
第159計算期間	96,251	1,411,849	439,849,626
第160計算期間	370,344	3,115,374	437,104,596
第161計算期間	73,981	3,787,393	433,391,184
第162計算期間	4,141,216	2,033,838	435,498,562
第163計算期間	2,789,404	4,662,590	433,625,376
第164計算期間	250,574	1,508,142	432,367,808
第165計算期間	3,520,141	5,160,327	430,727,622
第166計算期間	1,226,140	9,267,436	422,686,326
第167計算期間	994,481	11,591,869	412,088,938
第168計算期間	1,126,715	2,434,446	410,781,207
第169計算期間	5,217	6,372,665	404,413,759
第170計算期間	312,700	3,745,967	400,980,492
第171計算期間	—	3,196,336	397,784,156
第172計算期間	—	11,076,093	386,708,063
第173計算期間	—	6,766,605	379,941,458
第174計算期間	994,077	21,122,513	359,813,022
第175計算期間	6,013	7,959,822	351,859,213
第176計算期間	24,740	8,665,220	343,218,733
第177計算期間	—	13,647,946	329,570,787
第178計算期間	—	30,502,357	299,068,430
第179計算期間	396,663	1,734,629	297,730,464
第180計算期間	360,725	2,742,933	295,348,256
第181計算期間	2,593,064	4,967,948	292,973,372
第182計算期間	22,149	—	292,995,521
第183計算期間	233,151	1,352,190	291,876,482
第184計算期間	5,414	13,107,559	278,774,337
第185計算期間	40,530	—	278,814,867
第186計算期間	1,320,253	3,181,362	276,953,758
第187計算期間	122,601	8,463,504	268,612,855

第188計算期間	605,390	3,235,488	265,982,757
第189計算期間	—	1,629,490	264,353,267
第190計算期間	17,058	2,207,421	262,162,904
第191計算期間	2,650,734	7,378,281	257,435,357
第192計算期間	3,771,992	8,070,894	253,136,455
第193計算期間	1,409,395	4,828,908	249,716,942
第194計算期間	628,457	582,028	249,763,371
第195計算期間	1,044,760	2,655,831	248,152,300
第196計算期間	—	4,268,967	243,883,333
第197計算期間	3,470,092	3,785,969	243,567,456
第198計算期間	844,435	957,214	243,454,677
第199計算期間	—	1,388,530	242,066,147
第200計算期間	3,210,075	1,555,545	243,720,677
第201計算期間	1,183,815	1,222,910	243,681,582
第202計算期間	2,605,234	5,437,895	240,848,921
第203計算期間	5,915	4,476	240,850,360
第204計算期間	454,453	1,000,696	240,304,117
第205計算期間	1,603,650	595,449	241,312,318
第206計算期間	19,720	6,510,579	234,821,459
第207計算期間	205,225	1,578,254	233,448,430
第208計算期間	1,454,318	5,006	234,897,742
第209計算期間	495,443	—	235,393,185
第210計算期間	10,319,396	4,107,945	241,604,636
第211計算期間	510,400	2,165,513	239,949,523
第212計算期間	—	620,038	239,329,485
第213計算期間	1,640,099	988,432	239,981,152
第214計算期間	415,808	3,827,781	236,569,179
第215計算期間	2,444,854	13,571,027	225,443,006
第216計算期間	659,299	1,960,743	224,141,562
第217計算期間	—	1,748,397	222,393,165
第218計算期間	304,133	596,302	222,100,996
第219計算期間	—	5,896,398	216,204,598
第220計算期間	2,284,756	102,997	218,386,357
第221計算期間	151,133	6,026,995	212,510,495
第222計算期間	20,084	—	212,530,579
第223計算期間	1,021,528	332,765	213,219,342
第224計算期間	1,740,851	2,348,687	212,611,506
第225計算期間	—	940,397	211,671,109
第226計算期間	—	897,090	210,774,019
第227計算期間	19,722	1,241,811	209,551,930
第228計算期間	1,348,665	—	210,900,595
第229計算期間	20,240	—	210,920,835

第230計算期間	19,632	1,534,158	209,406,309
第231計算期間	—	11,064,220	198,342,089
第232計算期間	—	4,176,125	194,165,964
第233計算期間	195,566	—	194,361,530
第234計算期間	315,208	—	194,676,738
第235計算期間	—	710,238	193,966,500
第236計算期間	818,919	3,471,670	191,313,749
第237計算期間	896,138	3,358,139	188,851,748
第238計算期間	282,773	29,686	189,104,835
第239計算期間	637,652	779,890	188,962,597
第240計算期間	200,317	—	189,162,914
第241計算期間	—	—	189,162,914
第242計算期間	974,053	9,975	190,126,992
第243計算期間	95,159	2,136,057	188,086,094
第244計算期間	933,733	2,516,845	186,502,982
第245計算期間	—	—	186,502,982

【三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

2023年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	オーストラリア	1,334,830,150	40.71
地方債証券	オーストラリア	165,038,106	5.03
特殊債券	オーストラリア	1,719,975,700	52.46
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	58,707,104	1.80
純資産総額		3,278,551,060	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2023年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (％)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (％)
オーストラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 410521	3,000,000	7,433.97	223,019,268	7,539.30	226,179,100	2.750000	2041/5/21	6.90

オーストラリア	特殊債券	1.25 VICTORIA 271119	2,000,000	8,172.75	163,455,050	8,308.38	166,167,760	1.250000	2027/11/19	5.07
オーストラリア	特殊債券	2.5 NEWSWALES 321122	2,000,000	7,703.06	154,061,352	7,858.88	157,177,740	2.500000	2032/11/22	4.79
オーストラリア	特殊債券	1.75 NEWSWALES 340320	2,000,000	6,820.10	136,402,093	6,981.25	139,625,094	1.750000	2034/3/20	4.26
オーストラリア	国債証券	1 AUST GOVT 301221	1,500,000	7,475.15	112,127,310	7,617.73	114,266,059	1.000000	2030/12/21	3.49
オーストラリア	国債証券	1 AUST GOVT 311121	1,500,000	7,267.84	109,017,690	7,406.98	111,104,710	1.000000	2031/11/21	3.39
オーストラリア	国債証券	3.75 AUST GOVT 340521	1,100,000	9,095.31	100,048,435	9,127.81	100,406,003	3.750000	2034/5/21	3.06
オーストラリア	特殊債券	4.5 QUEENSLAND 330309	1,000,000	9,136.42	91,364,218	9,314.59	93,145,967	4.500000	2033/3/9	2.84
オーストラリア	特殊債券	3.6 INTL FINAN 260224	1,000,000	9,102.21	91,022,165	9,185.45	91,854,593	3.600000	2026/2/24	2.80
オーストラリア	特殊債券	4.25 WEST AUST TR 330720	1,000,000	9,009.45	90,094,532	9,177.72	91,777,272	4.250000	2033/7/20	2.80
オーストラリア	特殊債券	1.5 KOREA DEVEL 240829	1,000,000	8,978.93	89,789,367	9,031.93	90,319,312	1.500000	2024/8/29	2.75
オーストラリア	特殊債券	3 KOMMUNALBANKEN 261209	1,000,000	8,808.83	88,088,304	8,920.18	89,201,812	3.000000	2026/12/9	2.72
オーストラリア	地方債証券	1.25 AUST CAPITAL 250522	1,000,000	8,820.60	88,206,019	8,900.27	89,002,709	1.250000	2025/5/22	2.71
オーストラリア	特殊債券	0.8 ASIAN DEV 251106	1,000,000	8,563.63	85,636,340	8,644.35	86,443,563	0.800000	2025/11/6	2.64
オーストラリア	特殊債券	2 NORTHERN TERRIT 290521	1,000,000	8,099.16	80,991,697	8,262.49	82,624,943	2.000000	2029/5/21	2.52
オーストラリア	国債証券	1.75 AUST GOVT 321121	1,000,000	7,595.85	75,958,585	7,728.52	77,285,248	1.750000	2032/11/21	2.36
オーストラリア	特殊債券	1.75 QUEENSLAND 310821	1,000,000	7,520.08	75,200,828	7,674.18	76,741,868	1.750000	2031/8/21	2.34
オーストラリア	特殊債券	1.75 WEST AUST TR 311022	1,000,000	7,495.36	74,953,670	7,649.05	76,490,508	1.750000	2031/10/22	2.33
オーストラリア	地方債証券	1.75 AUST CAPITAL 311023	1,000,000	7,448.31	74,483,186	7,603.53	76,035,397	1.750000	2031/10/23	2.32
オーストラリア	特殊債券	1.25 NEWSWALES 301120	1,000,000	7,370.62	73,706,228	7,532.44	75,324,434	1.250000	2030/11/20	2.30
オーストラリア	国債証券	4.5 AUST GOVT 330421	700,000	9,580.87	67,066,097	9,726.66	68,086,628	4.500000	2033/4/21	2.08
オーストラリア	特殊債券	4.25 LANDWIRTSCH 250109	500,000	9,317.01	46,585,091	9,363.04	46,815,246	4.250000	2025/1/9	1.43
オーストラリア	特殊債券	2.25 SOUTH AUST G 240815	500,000	9,161.74	45,808,728	9,204.86	46,024,345	2.250000	2024/8/15	1.40
オーストラリア	特殊債券	3.5 NORTHERN TERR 280421	500,000	8,957.03	44,785,169	9,100.13	45,500,695	3.500000	2028/4/21	1.39
オーストラリア	国債証券	3.25 AUST GOVT 290421	500,000	8,942.31	44,711,598	9,084.77	45,423,887	3.250000	2029/4/21	1.39
オーストラリア	特殊債券	1.7 EIB 241115	500,000	9,012.74	45,063,732	9,068.31	45,341,557	1.700000	2024/11/15	1.38
オーストラリア	特殊債券	3.25 WEST AUST TR 280720	500,000	8,864.04	44,320,206	9,017.81	45,089,067	3.250000	2028/7/20	1.38
オーストラリア	特殊債券	3 NEWSWALES 270520	500,000	8,894.26	44,471,326	9,016.64	45,083,210	3.000000	2027/5/20	1.38
オーストラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 271121	500,000	8,861.72	44,308,615	8,988.03	44,940,198	2.750000	2027/11/21	1.37
オーストラリア	国債証券	3.75 AUST GOVT 370421	500,000	8,797.82	43,989,106	8,957.52	44,787,631	3.750000	2037/4/21	1.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2023年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	40.71
地方債証券	5.03
特殊債券	52.46
合計	98.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第117計算期間末日	（2013年 8月 9日）	15,691,141,704	15,798,903,701	10,193	10,263
第118計算期間末日	（2013年 9月 9日）	15,726,079,843	15,832,972,874	10,298	10,368
第119計算期間末日	（2013年10月 9日）	15,880,043,659	15,987,578,237	10,337	10,407
第120計算期間末日	（2013年11月11日）	16,125,574,785	16,233,671,867	10,442	10,512
第121計算期間末日	（2013年12月 9日）	16,116,528,136	16,224,822,478	10,418	10,488
第122計算期間末日	（2014年 1月 9日）	15,824,802,566	15,931,181,331	10,413	10,483
第123計算期間末日	（2014年 2月10日）	15,592,323,797	15,699,050,202	10,227	10,297
第124計算期間末日	（2014年 3月10日）	15,810,211,311	15,916,678,144	10,395	10,465
第125計算期間末日	（2014年 4月 9日）	16,191,724,076	16,298,536,846	10,611	10,681
第126計算期間末日	（2014年 5月 9日）	16,290,087,559	16,397,015,367	10,664	10,734
第127計算期間末日	（2014年 6月 9日）	16,494,353,938	16,601,945,413	10,731	10,801
第128計算期間末日	（2014年 7月 9日）	16,781,058,883	16,890,113,076	10,771	10,841
第129計算期間末日	（2014年 8月11日）	16,986,568,006	17,097,100,326	10,758	10,828
第130計算期間末日	（2014年 9月 9日）	17,736,273,493	17,848,747,909	11,038	11,108
第131計算期間末日	（2014年10月 9日）	17,600,208,715	17,715,145,628	10,719	10,789
第132計算期間末日	（2014年11月10日）	18,381,303,074	18,497,798,073	11,045	11,115
第133計算期間末日	（2014年12月 9日）	18,669,649,106	18,785,091,191	11,321	11,391

第134計算期間末日	(2015年 1月 9日)	18,646,736,497	18,762,983,754	11,228	11,298
第135計算期間末日	(2015年 2月 9日)	18,459,668,535	18,580,128,315	10,727	10,797
第136計算期間末日	(2015年 3月 9日)	19,065,754,257	19,190,727,686	10,679	10,749
第137計算期間末日	(2015年 4月 9日)	19,897,764,038	19,990,488,155	10,730	10,780
第138計算期間末日	(2015年 5月11日)	19,040,570,429	19,129,766,098	10,673	10,723
第139計算期間末日	(2015年 6月 9日)	18,577,722,217	18,665,181,979	10,621	10,671
第140計算期間末日	(2015年 7月 9日)	17,421,300,985	17,507,965,341	10,051	10,101
第141計算期間末日	(2015年 8月10日)	17,678,443,093	17,764,609,916	10,258	10,308
第142計算期間末日	(2015年 9月 9日)	16,152,987,487	16,238,168,318	9,482	9,532
第143計算期間末日	(2015年10月 9日)	16,445,578,962	16,530,006,155	9,740	9,790
第144計算期間末日	(2015年11月 9日)	16,089,159,762	16,173,045,923	9,590	9,640
第145計算期間末日	(2015年12月 9日)	16,158,371,092	16,241,223,867	9,751	9,801
第146計算期間末日	(2016年 1月12日)	14,909,117,406	14,991,163,210	9,086	9,136
第147計算期間末日	(2016年 2月 9日)	14,545,336,665	14,626,246,760	8,989	9,039
第148計算期間末日	(2016年 3月 9日)	14,781,985,018	14,862,238,730	9,210	9,260
第149計算期間末日	(2016年 4月11日)	14,364,548,081	14,444,009,056	9,039	9,089
第150計算期間末日	(2016年 5月 9日)	13,929,916,720	14,008,934,996	8,814	8,864
第151計算期間末日	(2016年 6月 9日)	13,916,818,351	13,994,958,943	8,905	8,955
第152計算期間末日	(2016年 7月11日)	13,246,078,624	13,323,543,515	8,550	8,600
第153計算期間末日	(2016年 8月 9日)	13,425,185,761	13,486,617,618	8,742	8,782
第154計算期間末日	(2016年 9月 9日)	12,971,561,597	13,031,002,221	8,729	8,769
第155計算期間末日	(2016年10月11日)	12,617,058,486	12,675,368,775	8,655	8,695
第156計算期間末日	(2016年11月 9日)	11,984,483,941	12,040,752,279	8,520	8,560
第157計算期間末日	(2016年12月 9日)	12,385,105,209	12,440,075,220	9,012	9,052
第158計算期間末日	(2017年 1月10日)	12,069,603,665	12,123,567,452	8,946	8,986
第159計算期間末日	(2017年 2月 9日)	11,823,720,942	11,876,366,540	8,984	9,024
第160計算期間末日	(2017年 3月 9日)	11,585,557,107	11,637,170,971	8,979	9,019
第161計算期間末日	(2017年 4月10日)	11,054,539,123	11,104,729,008	8,810	8,850
第162計算期間末日	(2017年 5月 9日)	10,851,984,536	10,901,675,313	8,736	8,776
第163計算期間末日	(2017年 6月 9日)	10,569,418,457	10,617,724,461	8,752	8,792
第164計算期間末日	(2017年 7月10日)	10,567,480,304	10,614,494,046	8,991	9,031
第165計算期間末日	(2017年 8月 9日)	10,343,844,019	10,389,887,792	8,986	9,026
第166計算期間末日	(2017年 9月11日)	10,286,083,156	10,331,536,082	9,052	9,092
第167計算期間末日	(2017年10月10日)	10,040,353,108	10,085,174,993	8,960	9,000
第168計算期間末日	(2017年11月 9日)	9,965,622,447	10,009,788,435	9,026	9,066
第169計算期間末日	(2017年12月11日)	9,572,287,331	9,615,777,619	8,804	8,844
第170計算期間末日	(2018年 1月 9日)	9,736,108,610	9,778,979,023	9,084	9,124
第171計算期間末日	(2018年 2月 9日)	8,992,264,344	9,034,365,049	8,544	8,584
第172計算期間末日	(2018年 3月 9日)	8,734,426,261	8,776,025,989	8,399	8,439
第173計算期間末日	(2018年 4月 9日)	8,588,901,099	8,630,260,122	8,307	8,347
第174計算期間末日	(2018年 5月 9日)	8,412,352,074	8,453,431,484	8,191	8,231
第175計算期間末日	(2018年 6月11日)	8,417,731,884	8,458,165,445	8,327	8,367

第176計算期間末日	(2018年 7月 9日)	8,268,401,322	8,308,404,534	8,268	8,308
第177計算期間末日	(2018年 8月 9日)	8,081,306,824	8,110,715,198	8,244	8,274
第178計算期間末日	(2018年 9月10日)	7,607,301,041	7,636,058,142	7,936	7,966
第179計算期間末日	(2018年10月 9日)	7,488,457,663	7,516,773,780	7,934	7,964
第180計算期間末日	(2018年11月 9日)	7,591,582,162	7,619,379,322	8,193	8,223
第181計算期間末日	(2018年12月10日)	7,343,727,281	7,370,818,889	8,132	8,162
第182計算期間末日	(2019年 1月 9日)	7,053,717,965	7,080,703,825	7,842	7,872
第183計算期間末日	(2019年 2月12日)	7,097,090,560	7,123,815,662	7,967	7,997
第184計算期間末日	(2019年 3月11日)	7,018,390,392	7,044,884,079	7,947	7,977
第185計算期間末日	(2019年 4月 9日)	7,238,600,007	7,265,267,623	8,143	8,173
第186計算期間末日	(2019年 5月 9日)	7,027,586,359	7,054,162,921	7,933	7,963
第187計算期間末日	(2019年 6月10日)	7,033,767,285	7,060,375,058	7,931	7,961
第188計算期間末日	(2019年 7月 9日)	7,063,156,940	7,089,668,269	7,993	8,023
第189計算期間末日	(2019年 8月 9日)	6,790,672,960	6,808,165,487	7,764	7,784
第190計算期間末日	(2019年 9月 9日)	6,703,623,397	6,720,841,427	7,787	7,807
第191計算期間末日	(2019年10月 9日)	6,552,431,388	6,569,314,275	7,762	7,782
第192計算期間末日	(2019年11月11日)	6,474,230,694	6,490,744,650	7,841	7,861
第193計算期間末日	(2019年12月 9日)	6,348,788,666	6,364,973,590	7,845	7,865
第194計算期間末日	(2020年 1月 9日)	6,255,295,606	6,271,161,672	7,885	7,905
第195計算期間末日	(2020年 2月10日)	6,066,489,038	6,082,130,911	7,757	7,777
第196計算期間末日	(2020年 3月 9日)	5,641,497,094	5,657,020,526	7,268	7,288
第197計算期間末日	(2020年 4月 9日)	5,480,390,887	5,495,728,945	7,146	7,166
第198計算期間末日	(2020年 5月11日)	5,646,836,457	5,662,099,823	7,399	7,419
第199計算期間末日	(2020年 6月 9日)	6,029,758,090	6,044,949,462	7,938	7,958
第200計算期間末日	(2020年 7月 9日)	5,928,445,510	5,943,400,758	7,928	7,948
第201計算期間末日	(2020年 8月11日)	5,863,811,547	5,871,105,256	8,040	8,050
第202計算期間末日	(2020年 9月 9日)	5,657,978,383	5,664,993,930	8,065	8,075
第203計算期間末日	(2020年10月 9日)	5,486,716,925	5,493,500,871	8,088	8,098
第204計算期間末日	(2020年11月 9日)	5,375,096,361	5,381,761,844	8,064	8,074
第205計算期間末日	(2020年12月 9日)	5,233,824,866	5,240,238,838	8,160	8,170
第206計算期間末日	(2021年 1月12日)	5,259,506,164	5,265,739,892	8,437	8,447
第207計算期間末日	(2021年 2月 9日)	5,169,326,842	5,175,440,850	8,455	8,465
第208計算期間末日	(2021年 3月 9日)	5,060,458,077	5,066,464,041	8,426	8,436
第209計算期間末日	(2021年 4月 9日)	4,980,104,706	4,985,959,257	8,506	8,516
第210計算期間末日	(2021年 5月10日)	5,004,557,506	5,010,315,277	8,692	8,702
第211計算期間末日	(2021年 6月 9日)	4,831,413,317	4,837,007,068	8,637	8,647
第212計算期間末日	(2021年 7月 9日)	4,649,301,389	4,654,836,645	8,399	8,409
第213計算期間末日	(2021年 8月10日)	4,580,006,476	4,585,480,646	8,367	8,377
第214計算期間末日	(2021年 9月 9日)	4,480,774,056	4,486,163,791	8,314	8,324
第215計算期間末日	(2021年10月11日)	4,417,979,981	4,423,312,005	8,286	8,296
第216計算期間末日	(2021年11月 9日)	4,356,396,201	4,361,623,628	8,334	8,344
第217計算期間末日	(2021年12月 9日)	4,185,371,632	4,190,517,035	8,134	8,144

第218計算期間末日	(2022年 1月11日)	4,170,620,043	4,175,729,897	8,162	8,172
第219計算期間末日	(2022年 2月 9日)	4,034,125,385	4,039,173,917	7,991	8,001
第220計算期間末日	(2022年 3月 9日)	4,066,236,686	4,071,257,503	8,099	8,109
第221計算期間末日	(2022年 4月11日)	4,109,041,293	4,113,857,668	8,531	8,541
第222計算期間末日	(2022年 5月 9日)	3,874,730,161	3,879,468,986	8,177	8,187
第223計算期間末日	(2022年 6月 9日)	4,001,776,858	4,006,457,706	8,549	8,559
第224計算期間末日	(2022年 7月11日)	3,857,193,750	3,861,840,590	8,301	8,311
第225計算期間末日	(2022年 8月 9日)	3,856,400,929	3,860,943,537	8,489	8,499
第226計算期間末日	(2022年 9月 9日)	3,871,296,042	3,875,768,695	8,655	8,665
第227計算期間末日	(2022年10月11日)	3,521,746,691	3,526,146,861	8,004	8,014
第228計算期間末日	(2022年11月 9日)	3,561,281,425	3,565,648,426	8,155	8,165
第229計算期間末日	(2022年12月 9日)	3,556,995,391	3,561,290,962	8,281	8,291
第230計算期間末日	(2023年 1月10日)	3,417,947,851	3,422,227,029	7,987	7,997
第231計算期間末日	(2023年 2月 9日)	3,414,265,208	3,418,500,422	8,062	8,072
第232計算期間末日	(2023年 3月 9日)	3,326,911,566	3,331,104,276	7,935	7,945
第233計算期間末日	(2023年 4月10日)	3,340,085,246	3,344,250,913	8,018	8,028
第234計算期間末日	(2023年 5月 9日)	3,409,887,902	3,414,026,054	8,240	8,250
第235計算期間末日	(2023年 6月 9日)	3,319,406,761	3,323,503,752	8,102	8,112
第236計算期間末日	(2023年 7月10日)	3,296,186,771	3,300,235,251	8,142	8,152
2022年 7月末日		3,905,401,246	—	8,514	—
8月末日		3,771,930,260	—	8,401	—
9月末日		3,603,206,756	—	8,155	—
10月末日		3,640,866,313	—	8,315	—
11月末日		3,535,845,773	—	8,193	—
12月末日		3,315,801,829	—	7,748	—
2023年 1月末日		3,471,381,846	—	8,163	—
2月末日		3,374,737,679	—	8,014	—
3月末日		3,360,116,839	—	8,060	—
4月末日		3,319,703,367	—	8,010	—
5月末日		3,315,234,909	—	8,062	—
6月末日		3,397,536,992	—	8,367	—
7月末日		3,278,551,060	—	8,159	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第117計算期間	70円
第118計算期間	70円
第119計算期間	70円
第120計算期間	70円
第121計算期間	70円

第122計算期間	70円
第123計算期間	70円
第124計算期間	70円
第125計算期間	70円
第126計算期間	70円
第127計算期間	70円
第128計算期間	70円
第129計算期間	70円
第130計算期間	70円
第131計算期間	70円
第132計算期間	70円
第133計算期間	70円
第134計算期間	70円
第135計算期間	70円
第136計算期間	70円
第137計算期間	50円
第138計算期間	50円
第139計算期間	50円
第140計算期間	50円
第141計算期間	50円
第142計算期間	50円
第143計算期間	50円
第144計算期間	50円
第145計算期間	50円
第146計算期間	50円
第147計算期間	50円
第148計算期間	50円
第149計算期間	50円
第150計算期間	50円
第151計算期間	50円
第152計算期間	50円
第153計算期間	40円
第154計算期間	40円
第155計算期間	40円
第156計算期間	40円
第157計算期間	40円
第158計算期間	40円
第159計算期間	40円
第160計算期間	40円
第161計算期間	40円
第162計算期間	40円
第163計算期間	40円

第164計算期間	40円
第165計算期間	40円
第166計算期間	40円
第167計算期間	40円
第168計算期間	40円
第169計算期間	40円
第170計算期間	40円
第171計算期間	40円
第172計算期間	40円
第173計算期間	40円
第174計算期間	40円
第175計算期間	40円
第176計算期間	40円
第177計算期間	30円
第178計算期間	30円
第179計算期間	30円
第180計算期間	30円
第181計算期間	30円
第182計算期間	30円
第183計算期間	30円
第184計算期間	30円
第185計算期間	30円
第186計算期間	30円
第187計算期間	30円
第188計算期間	30円
第189計算期間	20円
第190計算期間	20円
第191計算期間	20円
第192計算期間	20円
第193計算期間	20円
第194計算期間	20円
第195計算期間	20円
第196計算期間	20円
第197計算期間	20円
第198計算期間	20円
第199計算期間	20円
第200計算期間	20円
第201計算期間	10円
第202計算期間	10円
第203計算期間	10円
第204計算期間	10円
第205計算期間	10円

第206計算期間	10円
第207計算期間	10円
第208計算期間	10円
第209計算期間	10円
第210計算期間	10円
第211計算期間	10円
第212計算期間	10円
第213計算期間	10円
第214計算期間	10円
第215計算期間	10円
第216計算期間	10円
第217計算期間	10円
第218計算期間	10円
第219計算期間	10円
第220計算期間	10円
第221計算期間	10円
第222計算期間	10円
第223計算期間	10円
第224計算期間	10円
第225計算期間	10円
第226計算期間	10円
第227計算期間	10円
第228計算期間	10円
第229計算期間	10円
第230計算期間	10円
第231計算期間	10円
第232計算期間	10円
第233計算期間	10円
第234計算期間	10円
第235計算期間	10円
第236計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第117計算期間	2.66
第118計算期間	1.71
第119計算期間	1.05
第120計算期間	1.69
第121計算期間	0.44
第122計算期間	0.62

第123計算期間	1.11
第124計算期間	2.32
第125計算期間	2.75
第126計算期間	1.15
第127計算期間	1.28
第128計算期間	1.02
第129計算期間	0.52
第130計算期間	3.25
第131計算期間	2.25
第132計算期間	3.69
第133計算期間	3.13
第134計算期間	0.20
第135計算期間	3.83
第136計算期間	0.20
第137計算期間	0.94
第138計算期間	0.06
第139計算期間	0.01
第140計算期間	4.89
第141計算期間	2.55
第142計算期間	7.07
第143計算期間	3.24
第144計算期間	1.02
第145計算期間	2.20
第146計算期間	6.30
第147計算期間	0.51
第148計算期間	3.01
第149計算期間	1.31
第150計算期間	1.93
第151計算期間	1.59
第152計算期間	3.42
第153計算期間	2.71
第154計算期間	0.30
第155計算期間	0.38
第156計算期間	1.09
第157計算期間	6.24
第158計算期間	0.28
第159計算期間	0.87
第160計算期間	0.38
第161計算期間	1.43
第162計算期間	0.38
第163計算期間	0.64
第164計算期間	3.18

第165計算期間	0.38
第166計算期間	1.17
第167計算期間	0.57
第168計算期間	1.18
第169計算期間	2.01
第170計算期間	3.63
第171計算期間	5.50
第172計算期間	1.22
第173計算期間	0.61
第174計算期間	0.91
第175計算期間	2.14
第176計算期間	0.22
第177計算期間	0.07
第178計算期間	3.37
第179計算期間	0.35
第180計算期間	3.64
第181計算期間	0.37
第182計算期間	3.19
第183計算期間	1.97
第184計算期間	0.12
第185計算期間	2.84
第186計算期間	2.21
第187計算期間	0.35
第188計算期間	1.16
第189計算期間	2.61
第190計算期間	0.55
第191計算期間	0.06
第192計算期間	1.27
第193計算期間	0.30
第194計算期間	0.76
第195計算期間	1.36
第196計算期間	6.04
第197計算期間	1.40
第198計算期間	3.82
第199計算期間	7.55
第200計算期間	0.12
第201計算期間	1.53
第202計算期間	0.43
第203計算期間	0.40
第204計算期間	0.17
第205計算期間	1.31
第206計算期間	3.51

第207計算期間	0.33
第208計算期間	0.22
第209計算期間	1.06
第210計算期間	2.30
第211計算期間	0.51
第212計算期間	2.63
第213計算期間	0.26
第214計算期間	0.51
第215計算期間	0.21
第216計算期間	0.69
第217計算期間	2.27
第218計算期間	0.46
第219計算期間	1.97
第220計算期間	1.47
第221計算期間	5.45
第222計算期間	4.03
第223計算期間	4.67
第224計算期間	2.78
第225計算期間	2.38
第226計算期間	2.07
第227計算期間	7.40
第228計算期間	2.01
第229計算期間	1.66
第230計算期間	3.42
第231計算期間	1.06
第232計算期間	1.45
第233計算期間	1.17
第234計算期間	2.89
第235計算期間	1.55
第236計算期間	0.61

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第117計算期間	541,719,623	432,162,238	15,394,571,131
第118計算期間	195,952,863	320,090,983	15,270,433,011
第119計算期間	226,349,912	134,700,217	15,362,082,706
第120計算期間	370,290,207	289,932,609	15,442,440,304
第121計算期間	263,808,151	235,628,107	15,470,620,348
第122計算期間	226,045,451	499,699,284	15,196,966,515

第123計算期間	246,743,821	197,081,043	15,246,629,293
第124計算期間	218,503,031	255,584,654	15,209,547,670
第125計算期間	289,448,394	240,028,789	15,258,967,275
第126計算期間	196,292,070	179,858,090	15,275,401,255
第127計算期間	365,551,847	270,742,288	15,370,210,814
第128計算期間	413,763,208	204,803,553	15,579,170,469
第129計算期間	455,162,809	244,001,728	15,790,331,550
第130計算期間	489,441,666	211,999,369	16,067,773,847
第131計算期間	487,080,039	135,294,781	16,419,559,105
第132計算期間	501,758,001	279,174,366	16,642,142,740
第133計算期間	390,588,790	541,005,090	16,491,726,440
第134計算期間	478,512,502	363,487,898	16,606,751,044
第135計算期間	801,884,678	200,095,659	17,208,540,063
第136計算期間	832,379,317	187,572,268	17,853,347,112
第137計算期間	842,599,503	151,123,183	18,544,823,432
第138計算期間	169,165,428	874,854,952	17,839,133,908
第139計算期間	149,712,864	496,894,355	17,491,952,417
第140計算期間	108,738,451	267,819,652	17,332,871,216
第141計算期間	133,329,897	232,836,356	17,233,364,757
第142計算期間	119,795,793	316,994,224	17,036,166,326
第143計算期間	60,244,859	210,972,581	16,885,438,604
第144計算期間	72,973,177	181,179,397	16,777,232,384
第145計算期間	35,045,758	241,722,998	16,570,555,144
第146計算期間	47,962,864	209,357,205	16,409,160,803
第147計算期間	52,991,243	280,132,926	16,182,019,120
第148計算期間	49,605,984	180,882,626	16,050,742,478
第149計算期間	35,339,914	193,887,374	15,892,195,018
第150計算期間	33,146,131	121,685,918	15,803,655,231
第151計算期間	172,048,331	347,585,096	15,628,118,466
第152計算期間	114,359,093	249,499,239	15,492,978,320
第153計算期間	86,382,051	221,395,964	15,357,964,407
第154計算期間	39,315,379	537,123,607	14,860,156,179
第155計算期間	32,222,523	314,806,220	14,577,572,482
第156計算期間	23,380,886	533,868,686	14,067,084,682
第157計算期間	43,815,613	368,397,461	13,742,502,834
第158計算期間	57,970,373	309,526,367	13,490,946,840
第159計算期間	50,939,423	380,486,592	13,161,399,671
第160計算期間	29,279,560	287,213,024	12,903,466,207
第161計算期間	69,069,426	425,064,354	12,547,471,279
第162計算期間	56,680,909	181,457,794	12,422,694,394
第163計算期間	22,441,975	368,635,356	12,076,501,013
第164計算期間	19,880,625	342,946,131	11,753,435,507

第165計算期間	23,897,555	266,389,731	11,510,943,331
第166計算期間	34,025,151	181,736,790	11,363,231,692
第167計算期間	19,866,685	177,627,016	11,205,471,361
第168計算期間	51,218,361	215,192,693	11,041,497,029
第169計算期間	47,678,397	216,603,335	10,872,572,091
第170計算期間	49,646,207	204,614,919	10,717,603,379
第171計算期間	35,000,370	227,427,393	10,525,176,356
第172計算期間	24,993,656	150,237,997	10,399,932,015
第173計算期間	36,241,547	96,417,629	10,339,755,933
第174計算期間	47,748,493	117,651,697	10,269,852,729
第175計算期間	11,879,089	173,341,368	10,108,390,450
第176計算期間	78,203,898	185,791,212	10,000,803,136
第177計算期間	13,694,857	211,706,397	9,802,791,596
第178計算期間	49,914,224	267,005,352	9,585,700,468
第179計算期間	64,403,687	211,398,357	9,438,705,798
第180計算期間	24,413,348	197,399,057	9,265,720,089
第181計算期間	10,446,058	245,630,080	9,030,536,067
第182計算期間	103,950,328	139,199,633	8,995,286,762
第183計算期間	27,083,768	114,003,068	8,908,367,462
第184計算期間	75,249,766	152,388,022	8,831,229,206
第185計算期間	187,466,088	129,489,882	8,889,205,412
第186計算期間	86,641,447	116,992,596	8,858,854,263
第187計算期間	125,439,942	115,036,215	8,869,257,990
第188計算期間	74,610,547	106,758,615	8,837,109,922
第189計算期間	54,300,545	145,146,767	8,746,263,700
第190計算期間	13,260,370	150,508,861	8,609,015,209
第191計算期間	9,471,147	177,042,715	8,441,443,641
第192計算期間	8,011,998	192,477,321	8,256,978,318
第193計算期間	3,676,171	168,192,142	8,092,462,347
第194計算期間	5,952,292	165,381,495	7,933,033,144
第195計算期間	1,977,373	114,073,973	7,820,936,544
第196計算期間	2,793,621	62,014,153	7,761,716,012
第197計算期間	9,756,369	102,443,043	7,669,029,338
第198計算期間	10,126,049	47,472,190	7,631,683,197
第199計算期間	4,039,525	40,036,591	7,595,686,131
第200計算期間	683,837	118,745,834	7,477,624,134
第201計算期間	1,884,493	185,799,553	7,293,709,074
第202計算期間	979,473	279,141,161	7,015,547,386
第203計算期間	—	231,600,426	6,783,946,960
第204計算期間	2,929,394	121,393,141	6,665,483,213
第205計算期間	7,955,213	259,465,751	6,413,972,675
第206計算期間	8,067,484	188,311,306	6,233,728,853

第207計算期間	6,968,145	126,688,727	6,114,008,271
第208計算期間	7,102,252	115,145,661	6,005,964,862
第209計算期間	2,361,070	153,774,448	5,854,551,484
第210計算期間	—	96,779,789	5,757,771,695
第211計算期間	796,297	164,816,004	5,593,751,988
第212計算期間	10,427,812	68,923,390	5,535,256,410
第213計算期間	611,975	61,697,660	5,474,170,725
第214計算期間	—	84,434,750	5,389,735,975
第215計算期間	—	57,711,489	5,332,024,486
第216計算期間	6,360	104,603,371	5,227,427,475
第217計算期間	43,101	82,067,385	5,145,403,191
第218計算期間	—	35,548,893	5,109,854,298
第219計算期間	74,324	61,396,178	5,048,532,444
第220計算期間	240,569	27,955,939	5,020,817,074
第221計算期間	978,883	205,420,600	4,816,375,357
第222計算期間	—	77,549,621	4,738,825,736
第223計算期間	5,823	57,983,529	4,680,848,030
第224計算期間	6,050	34,013,116	4,646,840,964
第225計算期間	87,062	104,319,655	4,542,608,371
第226計算期間	1,160,485	71,115,768	4,472,653,088
第227計算期間	334,856	72,817,869	4,400,170,075
第228計算期間	—	33,168,745	4,367,001,330
第229計算期間	—	71,429,909	4,295,571,421
第230計算期間	462,093	16,854,975	4,279,178,539
第231計算期間	6,400	43,970,136	4,235,214,803
第232計算期間	12,287	42,516,688	4,192,710,402
第233計算期間	1,507,608	28,550,322	4,165,667,688
第234計算期間	—	27,514,959	4,138,152,729
第235計算期間	1,203,430	42,364,787	4,096,991,372
第236計算期間	35,425	48,546,191	4,048,480,606

参考情報

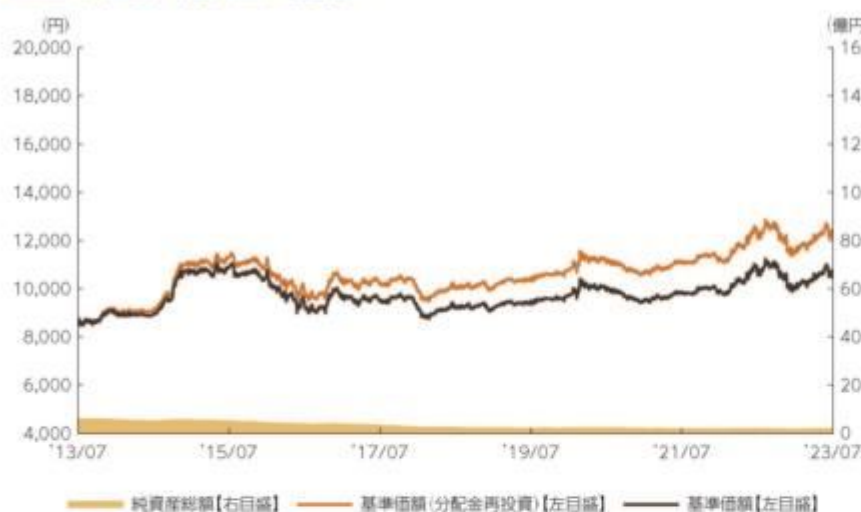


運用実績

2023年7月31日現在

三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)

■基準価額・純資産の推移 2013年7月31日～2023年7月31日



- 基準価額（分配金再投資）はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額（分配金再投資）は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,614円
純資産総額	1.9億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023年 7月	10円
2023年 6月	10円
2023年 5月	10円
2023年 4月	10円
2023年 3月	10円
2023年 2月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	3,944円

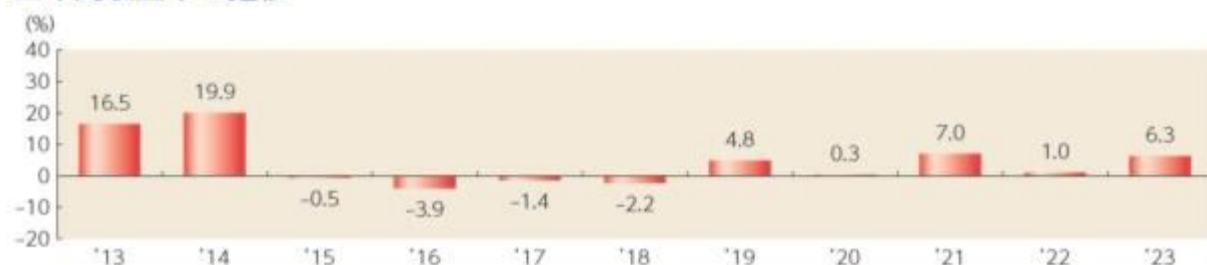
●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位銘柄	種別	比率
国債	98.1%	1 2.625 T-NOTE 250415	国債	21.9%
		2 4 T-NOTE 280229	国債	21.2%
		3 2.875 T-NOTE 320515	国債	17.7%
		4 3.625 T-BOND 530515	国債	10.6%
		5 4.5 T-NOTE 241130	国債	9.9%
コールローン他		6 2.75 T-BOND 421115	国債	9.2%
(負債控除後)	1.9%	7 3.625 T-NOTE 300331	国債	6.9%
合計	100.0%	8 5.375 T-BOND 310215	国債	0.8%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移

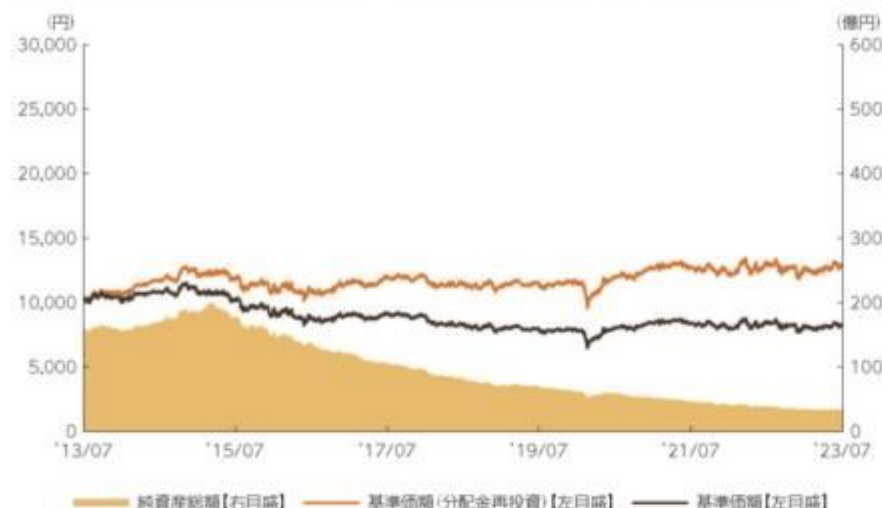


- 収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
- 2023年は年初から7月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ オーストラリア債券ファンド(毎月分配型)

■基準価額・純資産の推移 2013年7月31日～2023年7月31日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	8,159円
純資産総額	32.7億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023年7月	10円
2023年6月	10円
2023年5月	10円
2023年4月	10円
2023年3月	10円
2023年2月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	10,768円

・分配金は1万円当たり、税引前

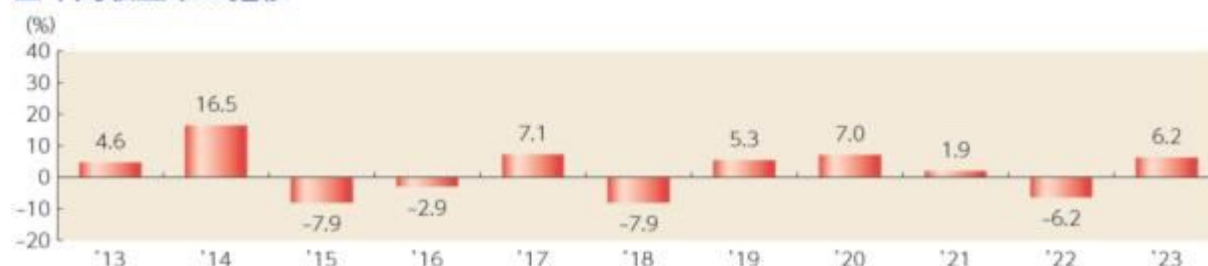
■主要な資産の状況

種別構成	比率
国債	40.7%
地方債	5.0%
特殊債	52.5%
コールローン他 (負債控除後)	1.8%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	比率
1 2.75 AUST GOVT 410521	国債	6.9%
2 1.25 VICTORIA 271119	特殊債	5.1%
3 2.5 NEWSWALES 321122	特殊債	4.8%
4 1.75 NEWSWALES 340320	特殊債	4.3%
5 1 AUST GOVT 301221	国債	3.5%
6 1 AUST GOVT 311121	国債	3.4%
7 3.75 AUST GOVT 340521	国債	3.1%
8 4.5 QUEENSLAND 330309	特殊債	2.8%
9 3.6 INTL FINAN 260224	特殊債	2.8%
10 4.25 WEST AUST TR 330720	特殊債	2.8%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2023年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。（スイッチングの場合を含みます。）

<三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）>

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

<三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）>

シドニー先物取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

シドニーにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜 1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

スイッチングの際には申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。（スイッチングの場合を含みます。）

<三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）>

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

<三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）>

シドニー先物取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

シドニーにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

1口単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

<三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）>

無期限（2003年1月14日設定）

繰上償還が決定した場合、2024年1月9日まで（2003年1月14日設定）となります。

<三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）>

無期限（2003年10月31日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月10日から翌月 9 日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎年１月および７月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2023年1月11日から2023年7月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2023年 1月10日現在]	当期 [2023年 7月10日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	4,617,999	678,726
コール・ローン	943,223	1,701,707
国債証券	185,277,882	195,203,013
未収利息	925,517	1,046,121
前払費用	132,323	515,509
その他未収収益	158,671	50,342
流動資産合計	192,055,615	199,195,418
資産合計	192,055,615	199,195,418
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	188,962	186,502
未払受託者報酬	9,363	9,385
未払委託者報酬	187,223	187,731
未払利息	-	1
その他未払費用	780	776
流動負債合計	386,328	384,395
負債合計	386,328	384,395
純資産の部		
元本等		
元本	188,962,597	186,502,982
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,706,690	12,308,041
（分配準備積立金）	32,717,469	33,303,772
元本等合計	191,669,287	198,811,023
純資産合計	191,669,287	198,811,023
負債純資産合計	192,055,615	199,195,418

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月10日	当期 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月10日
営業収益		
受取利息	2,383,256	2,998,018
有価証券売買等損益	5,704,604	6,529,523
為替差損益	5,406,294	15,463,796
その他収益	105,703	98,785
営業収益合計	8,621,939	12,031,076
営業費用		
支払利息	346	307
受託者報酬	56,730	53,288
委託者報酬	1,134,518	1,065,795
その他費用	43,512	45,256
営業費用合計	1,235,106	1,164,646
営業利益又は営業損失（ ）	9,857,045	10,866,430
経常利益又は経常損失（ ）	9,857,045	10,866,430
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,857,045	10,866,430
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	11,554	46,743
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	14,272,503	2,706,690
剰余金増加額又は欠損金減少額	220,326	87,719
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	220,326	87,719
剰余金減少額又は欠損金増加額	793,776	176,515
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	793,776	176,515
分配金	1,146,872	1,129,540
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,706,690	12,308,041

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年１月９日および７月９日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は２０２３年 １月１１日から２０２３年 ７月１０日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2023年 1月10日現在]	当期 [2023年 7月10日現在]
１． 期首元本額	194,361,530円	188,962,597円
期中追加設定元本額	2,950,690円	2,203,262円
期中一部解約元本額	8,349,623円	4,662,877円
２． 受益権の総数	188,962,597口	186,502,982口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月10日	当期 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月10日																		
1.分配金の計算過程 第234期 2022年 7月12日 2022年 8月 9日 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>295,738円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	295,738円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	1.分配金の計算過程 第240期 2023年 1月11日 2023年 2月 9日 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>239,370円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	239,370円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	295,738円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	239,370円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																	

前期 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月10日			当期 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月10日		
収益調整金額	C	21,054,906円	収益調整金額	C	20,953,430円
分配準備積立金額	D	27,251,891円	分配準備積立金額	D	32,717,469円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,602,535円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,910,269円
当ファンドの期末残存口数	F	194,676,738口	当ファンドの期末残存口数	F	189,162,914口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,496円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,849円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	194,676円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	189,162円
第235期			第241期		
2022年 8月10日			2023年 2月10日		
2022年 9月 9日			2023年 3月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	411,588円	費用控除後の配当等収益額	A	426,184円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,449,458円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	20,978,090円	収益調整金額	C	20,953,430円
分配準備積立金額	D	27,253,728円	分配準備積立金額	D	32,767,677円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	55,092,864円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,147,291円
当ファンドの期末残存口数	F	193,966,500口	当ファンドの期末残存口数	F	189,162,914口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,840円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,862円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	193,966円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	189,162円
第236期			第242期		
2022年 9月10日			2023年 3月10日		
2022年10月11日			2023年 4月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	221,430円	費用控除後の配当等収益額	A	293,569円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	20,835,139円	収益調整金額	C	21,230,569円
分配準備積立金額	D	33,317,738円	分配準備積立金額	D	33,002,975円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,374,307円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,527,113円
当ファンドの期末残存口数	F	191,313,749口	当ファンドの期末残存口数	F	190,126,992口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,842円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,867円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	191,313円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	190,126円
第237期			第243期		
2022年10月12日			2023年 4月11日		
2022年11月 9日			2023年 5月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	193,489円	費用控除後の配当等収益額	A	458,653円

前期 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月10日			当期 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月10日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	20,724,802円	収益調整金額	C	21,019,371円
分配準備積立金額	D	32,765,459円	分配準備積立金額	D	32,736,427円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,683,750円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,214,451円
当ファンドの期末残存口数	F	188,851,748口	当ファンドの期末残存口数	F	188,086,094口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,842円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,882円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	188,851円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	188,086円
第238期 2022年11月10日 2022年12月 9日			第244期 2023年 5月10日 2023年 6月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	198,533円	費用控除後の配当等収益額	A	579,691円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	20,801,914円	収益調整金額	C	21,005,953円
分配準備積立金額	D	32,764,973円	分配準備積立金額	D	32,569,193円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,765,420円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,154,837円
当ファンドの期末残存口数	F	189,104,835口	当ファンドの期末残存口数	F	186,502,982口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,843円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,903円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	189,104円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	186,502円
第239期 2022年12月10日 2023年 1月10日			第245期 2023年 6月10日 2023年 7月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	265,970円	費用控除後の配当等収益額	A	527,892円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	20,896,470円	収益調整金額	C	21,005,953円
分配準備積立金額	D	32,640,461円	分配準備積立金額	D	32,962,382円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,802,901円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,496,227円
当ファンドの期末残存口数	F	188,962,597口	当ファンドの期末残存口数	F	186,502,982口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,847円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,921円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	188,962円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	186,502円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月10日	当期 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月10日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2023年 1月10日現在]	当期 [2023年 7月10日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引

区分	前期 [2023年 1月10日現在]	当期 [2023年 7月10日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [2023年 1月10日現在]	当期 [2023年 7月10日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	567,598	3,722,124
合計	567,598	3,722,124

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

	前期 [2023年 1月10日現在]	当期 [2023年 7月10日現在]
1口当たり純資産額	1.0143円	1.0660円
(1万口当たり純資産額)	(10,143円)	(10,660円)

（重要な後発事象に関する注記）

前期 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月10日	当期 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月10日
—	当ファンドは、信託約款に基づき信託契約の解約を行うことを2023年8月4日付で社内規定に基づき決裁しました。当ファンドは2024年1月9日に償還する予定です。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	2.625 T-NOTE 250415	320,000.00	306,806.24	
		2.75 T-BOND 421115	160,000.00	127,759.37	
		2.875 T-NOTE 320515	270,000.00	245,657.81	
		3.625 T-BOND 530515	160,000.00	148,450.00	
		3.625 T-NOTE 300331	100,000.00	96,359.37	
		4 T-NOTE 280229	300,000.00	295,125.00	
		4.5 T-NOTE 241130	140,000.00	138,520.70	
		5.375 T-BOND 310215	10,000.00	10,782.81	
アメリカドル合計			1,460,000.00	1,369,461.30 (195,203,013)	
合計				195,203,013 (195,203,013)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 8銘柄	100.00%	100.00%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2023年 1月10日現在]	当期 [2023年 7月10日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	9,196,618	-
コール・ローン	104,772,227	19,431,905
国債証券	1,424,394,234	1,250,503,358
地方債証券	159,657,637	164,940,119
特殊債券	1,708,519,647	1,808,137,034
未収入金	-	80,731,958
未収利息	15,510,166	14,881,920
前払費用	1,024,146	3,024,124
その他未収収益	2,967,830	865,386
流動資産合計	3,426,042,505	3,342,515,804
資産合計	3,426,042,505	3,342,515,804
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	61,740
未払金	-	36,010,185
未払収益分配金	4,279,178	4,048,480
未払解約金	349,651	2,880,503
未払受託者報酬	164,378	157,851
未払委託者報酬	3,287,579	3,157,009
未払利息	70	15
その他未払費用	13,798	13,250
流動負債合計	8,094,654	46,329,033
負債合計	8,094,654	46,329,033
純資産の部		
元本等		
元本	4,279,178,539	4,048,480,606
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	861,230,688	752,293,835
（分配準備積立金）	14,558,963	21,980,767
元本等合計	3,417,947,851	3,296,186,771
純資産合計	3,417,947,851	3,296,186,771
負債純資産合計	3,426,042,505	3,342,515,804

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月10日	当期 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月10日
営業収益		
受取利息	42,752,918	40,516,847
有価証券売買等損益	46,705,977	85,758,407
為替差損益	83,119,315	153,170,058
その他収益	1,923,389	1,731,871
営業収益合計	85,148,985	109,660,369
営業費用		
支払利息	8,482	3,711
受託者報酬	1,005,807	919,136
委託者報酬	20,116,052	18,382,734
その他費用	313,104	344,040
営業費用合計	21,443,445	19,649,621
営業利益又は営業損失（ ）	106,592,430	90,010,748
経常利益又は経常損失（ ）	106,592,430	90,010,748
当期純利益又は当期純損失（ ）	106,592,430	90,010,748
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	649,732	845,880
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	789,647,214	861,230,688
剰余金増加額又は欠損金減少額	61,056,213	45,178,350
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	61,056,213	45,178,350
剰余金減少額又は欠損金増加額	339,808	529,151
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	339,808	529,151
分配金	26,357,181	24,877,214
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	861,230,688	752,293,835

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年１月９日および７月９日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は２０２３年 １月１１日から２０２３年 ７月１０日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2023年 1月10日現在]	当期 [2023年 7月10日現在]
１． 期首元本額	4,646,840,964円	4,279,178,539円
期中追加設定元本額	2,044,496円	2,765,150円
期中一部解約元本額	369,706,921円	233,463,083円
２． 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	861,230,688円	752,293,835円
３． 受益権の総数	4,279,178,539口	4,048,480,606口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月10日			当期 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月10日		
1. 分配金の計算過程 第225期 2022年 7月12日 2022年 8月 9日			1. 分配金の計算過程 第231期 2023年 1月11日 2023年 2月 9日		
項目			項目		

前期 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月10日			当期 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月10日		
費用控除後の配当等収益額	A	7,017,856円	費用控除後の配当等収益額	A	6,449,222円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,563,959,724円	収益調整金額	C	1,458,132,491円
分配準備積立金額	D	5,614,939円	分配準備積立金額	D	14,417,447円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,576,592,519円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,478,999,160円
当ファンドの期末残存口数	F	4,542,608,371口	当ファンドの期末残存口数	F	4,235,214,803口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,470円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,492円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,542,608円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,235,214円
第226期 2022年 8月10日 2022年 9月 9日			第232期 2023年 2月10日 2023年 3月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,536,845円	費用控除後の配当等収益額	A	3,339,569円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,539,877,231円	収益調整金額	C	1,443,498,663円
分配準備積立金額	D	7,982,159円	分配準備積立金額	D	16,477,793円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,555,396,235円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,463,316,025円
当ファンドの期末残存口数	F	4,472,653,088口	当ファンドの期末残存口数	F	4,192,710,402口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,477円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,490円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,472,653円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,192,710円
第227期 2022年 9月10日 2022年10月11日			第233期 2023年 3月10日 2023年 4月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,875,124円	費用控除後の配当等収益額	A	6,386,921円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,514,923,205円	収益調整金額	C	1,434,194,444円
分配準備積立金額	D	10,908,069円	分配準備積立金額	D	15,523,015円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,529,706,398円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,456,104,380円
当ファンドの期末残存口数	F	4,400,170,075口	当ファンドの期末残存口数	F	4,165,667,688口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,476円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,495円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,400,170円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,165,667円
第228期 2022年10月12日 2022年11月 9日			第234期 2023年 4月11日 2023年 5月 9日		

前期 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月10日				当期 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月10日			
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	6,804,030円		費用控除後の配当等収益額	A	6,446,994円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	1,503,503,555円		収益調整金額	C	1,424,721,366円
	分配準備積立金額	D	10,311,065円		分配準備積立金額	D	17,631,657円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,520,618,650円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,448,800,017円
	当ファンドの期末残存口数	F	4,367,001,330口		当ファンドの期末残存口数	F	4,138,152,729口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,482円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,501円
	1万口当たり分配金額	H	10円		1万口当たり分配金額	H	10円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,367,001円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,138,152円
第229期 2022年11月10日 2022年12月 9日				第235期 2023年 5月10日 2023年 6月 9日			
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	6,573,124円		費用控除後の配当等収益額	A	4,094,055円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	1,478,911,192円		収益調整金額	C	1,410,555,802円
	分配準備積立金額	D	12,554,069円		分配準備積立金額	D	19,763,542円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,498,038,385円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,434,413,399円
	当ファンドの期末残存口数	F	4,295,571,421口		当ファンドの期末残存口数	F	4,096,991,372口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,487円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,501円
	1万口当たり分配金額	H	10円		1万口当たり分配金額	H	10円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,295,571円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,096,991円
第230期 2022年12月10日 2023年 1月10日				第236期 2023年 6月10日 2023年 7月10日			
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	4,055,862円		費用控除後の配当等収益額	A	6,491,782円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	1,473,269,108円		収益調整金額	C	1,393,854,313円
	分配準備積立金額	D	14,782,279円		分配準備積立金額	D	19,537,465円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,492,107,249円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,419,883,560円
	当ファンドの期末残存口数	F	4,279,178,539口		当ファンドの期末残存口数	F	4,048,480,606口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,486円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,507円
	1万口当たり分配金額	H	10円		1万口当たり分配金額	H	10円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,279,178円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,048,480円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月10日	当期 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2023年 1月10日現在]	当期 [2023年 7月10日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額は ありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記) に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [2023年 1月10日現在]	当期 [2023年 7月10日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	39,489,549	20,319,543
地方債証券	2,499,058	1,711,208
特殊債券	20,606,039	24,674,133
合計	62,594,646	46,704,884

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [2023年 1月10日現在]

該当事項はありません。

当期 [2023年 7月10日現在]

--	--	--	--	--

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	オーストラリアドル	18,988,000	—	19,049,740	61,740
合計		18,988,000	—	19,049,740	61,740

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [2023年 1月10日現在]	当期 [2023年 7月10日現在]
1口当たり純資産額	0.7987円	0.8142円
(1万口当たり純資産額)	(7,987円)	(8,142円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 241121	500,000.00	472,465.68	
		0.25 AUST GOVT 251121	100,000.00	90,975.13	
		0.5 AUST GOVT 260921	500,000.00	444,756.95	

	1 AUST GOVT 301221	1,500,000.00	1,193,351.53	
	1 AUST GOVT 311121	1,500,000.00	1,160,256.39	
	1.25 AUST GOVT 320521	500,000.00	390,126.21	
	1.5 AUST GOVT 310621	500,000.00	408,466.27	
	1.75 AUST GOVT 321121	1,000,000.00	808,414.05	
	1.75 AUST GOVT 510621	300,000.00	170,683.63	
	2.25 AUST GOVT 280521	500,000.00	457,824.04	
	2.5 AUST GOVT 300521	500,000.00	449,249.45	
	2.75 AUST GOVT 240421	100,000.00	98,696.48	
	2.75 AUST GOVT 271121	500,000.00	471,568.91	
	2.75 AUST GOVT 281121	500,000.00	465,791.21	
	2.75 AUST GOVT 291121	500,000.00	459,750.62	
	2.75 AUST GOVT 350621	100,000.00	85,617.31	
	2.75 AUST GOVT 410521	3,000,000.00	2,373,555.42	
	3 AUST GOVT 470321	500,000.00	392,339.02	
	3.25 AUST GOVT 250421	100,000.00	98,043.28	
	3.25 AUST GOVT 290421	500,000.00	475,857.79	
	3.5 AUST GOVT 341221	300,000.00	278,920.68	
	3.75 AUST GOVT 340521	200,000.00	191,114.15	
	3.75 AUST GOVT 370421	500,000.00	468,168.44	
	4.25 AUST GOVT 260421	100,000.00	99,994.50	
	4.5 AUST GOVT 330421	700,000.00	713,772.85	
	4.75 AUST GOVT 270421	400,000.00	407,506.00	
国債証券 小計		15,400,000.00	13,127,265.99 (1,250,503,358)	
地方債証券	1.25 AUST CAPITAL 250522	1,000,000.00	938,761.37	
	1.75 AUST CAPITAL 311023	1,000,000.00	792,711.65	
地方債証券 小計		2,000,000.00	1,731,473.02 (164,940,119)	
特殊債券	0.5 VICTORIA 251120	500,000.00	454,191.97	
	0.75 BNG BANK NV 231113	200,000.00	197,461.95	
	0.75 INTL FINAN 280524	500,000.00	410,735.75	
	0.8 ASIAN DEV 251106	1,000,000.00	911,412.72	
	1.25 NEWSWALES 301120	1,000,000.00	784,442.61	
	1.25 VICTORIA 271119	2,000,000.00	1,739,623.78	
	1.5 KOREA DEVEL 240829	1,000,000.00	955,612.68	
	1.7 EIB 241115	500,000.00	479,605.50	
	1.75 NEWSWALES 340320	2,000,000.00	1,451,703.84	
	1.75 QUEENSLAND 310821	1,000,000.00	800,349.39	
	1.75 WEST AUST TR 311022	1,000,000.00	797,718.92	
	2 NORTHERN TERRIT 290521	1,000,000.00	861,980.60	
	2.25 SOUTH AUST G 240815	500,000.00	487,534.36	
	2.5 NEWSWALES 321122	2,000,000.00	1,639,648.28	

	2.75 INTER-AMERIC 251030	1,000,000.00	954,249.40	
	3 KOMMUNALBANKEN 261209	1,000,000.00	937,508.56	
	3 NEWSWALES 270520	500,000.00	473,300.61	
	3.25 WEST AUST TR 280720	500,000.00	471,692.28	
	3.5 NORTHERN TERR 280421	500,000.00	476,640.79	
	3.6 INTL FINAN 260224	1,000,000.00	968,733.13	
	4.25 LANDWIRTSCH 250109	500,000.00	495,797.05	
	4.25 WEST AUST TR 330720	1,000,000.00	958,860.50	
	4.5 QUEENSLAND 330309	1,000,000.00	972,373.54	
	4.75 NORDIC INVES 240228	300,000.00	299,895.01	
	特殊債券 小計	21,500,000.00	18,981,073.22 (1,808,137,034)	
オーストラリアドル合計		38,900,000.00	33,839,812.23 (3,223,580,511)	
合計			3,223,580,511 (3,223,580,511)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
オーストラリアドル	国債証券 26銘柄	38.79%	38.79%
	地方債証券 2銘柄	5.12%	5.12%
	特殊債券 24銘柄	56.09%	56.09%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

2023年 7月31日現在

（単位：円）

資産総額	198,094,050
負債総額	131,191
純資産総額（ - ）	197,962,859
発行済口数	186,502,982口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0614
（10,000口当たり）	（10,614）

【三菱ＵＦＪ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

2023年 7月31日現在

（単位：円）

資産総額	3,363,754,849
負債総額	85,203,789
純資産総額（ - ）	3,278,551,060
発行済口数	4,018,566,500口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.8159
（10,000口当たり）	（8,159）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定め、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2023年10月1日現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間ににおける資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

委託会社は2023年10月1日にエム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更しました。

2023年 7月31日現在における三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	859	26,504,760
追加型公社債投資信託	16	1,595,919
単位型株式投資信託	91	414,211
単位型公社債投資信託	49	101,296
合 計	1,015	28,616,185

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

（ご参考）2023年 7月31日現在におけるエム・ユー投資顧問株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	34	231,842
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	11	28,325
単位型公社債投資信託	1	6,439
合 計	46	266,606

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等

に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第37期 (2022年3月31日現在)		第38期 (2023年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	51,593,362	2	51,733,041
有価証券		293,326		1,579,691
前払費用		645,109		770,747
未収入金		61,092		81,854
未収委託者報酬		15,750,264		16,753,855
未収収益	2	783,790	2	688,142
金銭の信託		8,401,300		10,400,000
その他		295,584		745,576
流動資産合計		77,823,830		82,752,908
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	391,042	1	181,551
器具備品	1	1,079,023	1	730,357
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		-		1,111,177
有形固定資産合計		2,098,499		2,651,520
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,381,293		4,183,644
ソフトウェア仮勘定		1,581,652		1,907,739
無形固定資産合計		5,978,768		6,107,206
投資その他の資産				
投資有価証券		16,803,642		12,022,365
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	1	810,684	1	807,066
長期差入保証金		524,244		689,492
前払年金費用		189,708		118,832
繰延税金資産		982,406		1,675,132
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		19,491,852		15,494,056

固定資産合計	27,569,120	24,252,782
資産合計	105,392,950	107,005,691

(単位：千円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	565,222	507,559
未払金		
未払収益分配金	197,334	114,094
未払償還金	7,418	7,418
未払手数料	2 6,423,139	2 6,139,595
その他未払金	2 4,565,457	2 955,697
未払費用	2 4,328,968	2 5,778,896
未払消費税等	1,112,923	439,657
未払法人税等	769,692	2,375,281
賞与引当金	942,287	849,840
役員賞与引当金	149,028	154,872
その他	5,517	5,517
流動負債合計	19,066,990	17,328,431
固定負債		
長期未払金	10,800	-
退職給付引当金	1,246,300	1,333,882
役員退職慰労引当金	117,938	75,667
時効後支払損引当金	250,214	254,296
固定負債合計	1,625,252	1,663,846
負債合計	20,692,243	18,992,277
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	29,000,498	33,267,700
利益剰余金合計	36,341,088	40,608,289
株主資本合計	83,073,932	87,341,133

(単位：千円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,626,775	672,279
評価・換算差額等合計	1,626,775	672,279

純資産合計	84,700,707	88,013,413
負債純資産合計	105,392,950	107,005,691

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	79,977,953	84,121,445
投資顧問料	2,711,169	2,750,601
その他営業収益	13,459	10,412
営業収益合計	82,702,582	86,882,459
営業費用		
支払手数料	2 31,644,834	2 31,461,274
広告宣伝費	720,785	798,894
公告費	500	375
調査費		
調査費	2,430,158	2,849,042
委託調査費	14,557,009	19,236,505
事務委託費	1,450,062	1,751,807
営業雑経費		
通信費	138,868	113,480
印刷費	379,428	367,379
協会費	49,590	58,128
諸会費	17,729	18,447
事務機器関連費	2,172,978	2,238,382
その他営業雑経費	649	-
営業費用合計	53,562,596	58,893,717
一般管理費		
給料		
役員報酬	414,260	416,461
給料・手当	6,496,233	6,565,766
賞与引当金繰入	942,287	849,840
役員賞与引当金繰入	149,028	154,872
福利厚生費	1,282,310	1,279,885
交際費	4,874	8,942
旅費交通費	21,698	75,274
租税公課	430,233	403,955
不動産賃借料	724,961	719,707
退職給付費用	494,615	388,176
固定資産減価償却費	2,249,287	2,418,341
諸経費	379,054	444,313
一般管理費合計	13,588,846	13,725,534

営業利益	15,551,139	14,263,207
------	------------	------------

(単位：千円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	243,133	47,353
受取利息	2 7,408	2 10,279
投資有価証券償還益	1,089,101	609,102
収益分配金等時効完成分	137,485	94,351
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	36,211	36,894
営業外収益合計	1,579,148	863,788
営業外費用		
投資有価証券償還損	3,074	32,995
時効後支払損引当金繰入	16,548	31,951
事務過誤費	76,076	2,680
賃貸関連費用	15,780	14,262
その他	7,585	32,394
営業外費用合計	119,066	114,284
経常利益	17,011,221	15,012,711
特別利益		
投資有価証券売却益	605,706	387,113
特別利益合計	605,706	387,113
特別損失		
投資有価証券売却損	28,188	15,828
投資有価証券評価損	36,558	104,554
固定資産除却損	1 13,094	1 32,791
減損損失	-	3 315,350
特別損失合計	77,840	468,524
税引前当期純利益	17,539,087	14,931,300
法人税、住民税及び事業税	2 5,366,608	2 4,860,444
法人税等調整額	22,446	271,471
法人税等合計	5,389,054	4,588,973
当期純利益	12,150,032	10,342,327

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
会計方針の変更による累積的影響額				

会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額			475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額					
剰余金の配当			10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益			12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による 累積的影響額			475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			6,075,125	6,075,125	6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	954,495	954,495	954,495
当期変動額合計	954,495	954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用し

ております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	5年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更）

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、財務諸表への影響はありません。

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
建物	805,250千円	1,006,606千円
器具備品	2,054,366千円	1,985,072千円
投資不動産	157,995千円	163,978千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
預金	43,782,913千円	40,165,058千円
未収収益	13,741千円	15,046千円
未払手数料	836,105千円	790,279千円
その他未払金	3,887,520千円	77,007千円
未払費用	337,847千円	277,358千円

（損益計算書関係）

1. 固定資産除却損の内訳

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物	2,599千円	1,047千円
器具備品	10,495千円	29,762千円
ソフトウェア	-	1,981千円
計	13,094千円	32,791千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
支払手数料	5,153,589千円	4,893,312千円
受取利息	7,377千円	10,236千円
受取賃貸料	65,808千円	68,168千円
法人税、住民税及び事業税	4,062,765千円	3,947,200千円

3. 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区（本社）	ホームページ	ソフトウェア	315,350千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループングとしております。

翌期において、ホームページのリニューアルを予定しており、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月29日

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
1株当たり配当額	28,713円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提

案しております。

配当金の総額	5,171,039千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
1年内	709,808千円	962,809千円
1年超	414,054千円	1,532,728千円
合計	1,123,863千円	2,495,537千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第37期(2022年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

（注1） 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 市場価格のない株式等

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。また、関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(2022年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	-
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	-
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	-
資産計	24,002,056	24,002,056	-

- (注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等
関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。
- (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,733,041	-	-	-
金銭の信託	10,400,000	-	-	-
未収委託者報酬	16,753,855	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	-
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第37期(2022年3月31日現在)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

財務諸表等規則附則（2021年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、表には含めておりま

せん。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	1,579,691	-	1,579,691
金銭の信託	-	10,400,000	-	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	-	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	-	24,002,056

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第37期（2022年3月31日現在）及び第38期（2023年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第37期(2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	15,018,343	15,474,760	456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

3.売却したその他有価証券

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	17,240	-	14,120
債券	-	-	-
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,235 千円	3,723,521 千円
勤務費用	198,457	196,190
利息費用	21,549	25,925
数理計算上の差異の 発生額	46,069	186,130
退職給付の支払額	179,650	176,727
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,723,521	3,582,778

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
年金資産の期首残高	2,649,846 千円	2,583,927 千円
期待運用収益	47,588	46,453
数理計算上の差異の 発生額	1,824	103,934
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	115,331	100,694
年金資産の期末残高	2,583,927	2,425,752

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,675,015 千円	2,468,195 千円
年金資産	2,583,927	2,425,752
	91,087	42,442
非積立型制度の退職給付 債務	1,048,506	1,114,583
未積立退職給付債務	1,139,593	1,157,025
未認識数理計算上の差異	205,679	281,343
未認識過去勤務費用	288,681	223,319
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,056,591	1,215,049
退職給付引当金	1,246,300	1,333,882
前払年金費用	189,708	118,832
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,056,591	1,215,049

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	198,457 千円	196,190 千円
利息費用	21,549	25,925
期待運用収益	47,588	46,453
数理計算上の差異の 費用処理額	3,547	6,532
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	109,013	1,600
確定給付制度に係る 退職給付費用	343,245	236,091

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
債券	62.0 %	63.6 %
株式	36.3	34.2

その他	1.7	2.2
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
割引率	0.078～0.72%	0.066～1.13%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,370千円、当事業年度152,084千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	410,082千円	499,742千円
投資有価証券評価損	65,490	47,876
未払事業税	165,702	169,997
賞与引当金	288,528	260,221
役員賞与引当金	25,799	29,828
役員退職慰労引当金	36,112	23,169
退職給付引当金	381,617	408,434
減価償却超過額	145,316	227,100
差入保証金	-	52,869
長期差入保証金	52,869	-
時効後支払損引当金	76,615	77,865
連結納税適用による時価評価	35,311	35,311
その他	76,257	177,003
繰延税金資産 小計	1,759,702	2,009,420
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,759,702	2,009,420
繰延税金負債		
前払年金費用	58,088	36,386
連結納税適用による時価評価	1,149	1,098
その他有価証券評価差額金	717,957	296,702
その他	101	101
繰延税金負債 合計	777,296	334,288
繰延税金資産の純額	982,406	1,675,132

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第37期（2022年3月31日現在）及び第38期（2023年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（収益認識関係）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）及び第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期（自2021年4月1日 至 2022年3月31日）及び第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)

親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 （注1）	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 （注2） 投資助言料 （注3）	5,153,589 千円 499,388 千円	未払手数料 未払費用	836,105 千円 272,264 千円

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に 伴う支払 （注4）	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 （注2） 投資助言料 （注3）	4,893,312 千円 463,416 千円	未払手数料 未払費用	790,279 千円 253,093 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注）１．連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- ２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- ３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- ４．連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
- ５．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 （注1）	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	-----------------	-------	-----------------

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	400,322.84円	415,979.76円
1株当たり当期純利益金額	57,424.97円	48,881.17円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額（千円）	12,150,032	10,342,327

普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	12,150,032	10,342,327
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社は2023年10月1日にエム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更しました。

上記以外、該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2023年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 （2023年3月末現在）	事業の内容
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2023年10月1日現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2023年 2月20日	臨時報告書
2023年 4月 7日	有価証券届出書の訂正届出書
2023年 4月 7日	有価証券報告書
2023年 5月22日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月13日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）の2023年1月11日から2023年7月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ＵＳボンドファンド（毎月分配型）の2023年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月13日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪオーストラリアボンドファンド（毎月分配型）の2023年1月11日から2023年7月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪオーストラリアボンドファンド（毎月分配型）の2023年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。